



やっているのではなくて、この渡り鳥条約が締結されますと、これは日本とアメリカとのお互いの関係になつてしまひまして、お互に相手国がどういふように保護しているかということにも絶えず関心を持ち注目するわけでございますので、日本がどれだけのことをしておるということ、これがたいへんに具体的にその成績があらわれてくれることだと思つてございます。

ところが、いま申し上げたようなわざかな予算の中で、しかも環境庁の鳥獣保護課のお役人の数は、聞くところによりますと十一人というよろな話でござりますね。それで予算が全部でたつた一億二千万円。こういうよろな状態に対しまして、アメリカのほうはどうなつてあるかと申しますと、これはもう長い歴史を持つてやつているのだそうでございますが、内務省の中のフィッシュ・アンド・ワイルドライフ・サービスというお役所で役人の数が三千人、予算が四百億ドル。これで役人の数にならないよろな差がある。

こういふよろな状態の中で、環境庁長官はいろいろ歩かれて、たいへんに一生懸命にやつていらっしゃいますが、現在はこういふ実情で、これはたゞへんきびしいことでございます。これに対して、将来どういふよろなことを、どのくらいの抱負をもつてどのくらいの予算といふよろなこと、予算のことといふことで金額のことを伺うわけではありませんが、どういふよろな規模でどのような仕事をもつと力を入れようとか、いろいろ御抱負がおありになると思うのです。それをまず聞かしていただきたいと思います。

○國務大臣(大石武一君) お話しのように、いま日本の鳥類保護と申しますか、こういふものの行政は、過去の積み重ねがほとんどわざかしかございません。去年なんかは千七百万円ぐらいの予算でして、韓国のような日本の何分の一の予算の国でも、約五億円ぐらいの予算が、鳥類とかそぞろいの生物に対する保護にさかれているわけでありまして、それに比べますと、経済大国とはいひながら、まことにお恥ずかしい話だと思いま

す。ようやく七・二倍。これは過去が小さいですから何倍ということは意味がありませんけれども、ようやく一億円台に達しまして、どうやらこうやらアメリカと渡り鳥条約を結ぶための準備の仕事ができるようになつただけのこととござります。  
今後は、やはりおっしゃるとおり、鳥が住めるような、鳥類が豊かに住めるような環境でなければ、人間も豊かに住めるような健康な生活環境であり得ないと思います。そういう点でも、ぜひこの鳥類が豊かに住めるような環境をつくるなければならないと念願しております。ですから、どういうことをするかと言われても、一々具体的に申し上げるのもたいへんでございますけれども、とにかく、たとえば日本の鳥が一番住んでいる森林資源を乱伐させないように、できるだけ保護をいたしたいということに努力してまいります。  
それから渡り鳥について。渡り鳥の渡つてまいります干がた、あるいは沼なり湖水なり、そのような鳥の生息するための大変な基盤というものは、できるだけ確保しなければならないと思います。ただ残念ながら、いままでの経済開発によりまして、干がたというものはほとんど大部分がその姿を失いました。しかしそれを何とかして残っているものをできるだけ保存いたしたいと思ひますし、またその干がたも、新たに人工的につくれるならつくつてしまいりたいと思っております。

ことにいたしたいと思いますが、そういう獣区を設定いたしまして、そういうところで十分ハンティングというスポーツを楽しんでもらおう、それ以外の地域では一切鉄砲を撃たないようなことにいたしたい。これを何とか今年は法律にいたしましたのであります。とうてい準備が間に合いませんで少しおくれるのだとさしますが、そのようなことで、そのよらないことを総合的に組み合わせまして、できるだけ鳥類が豊かに住めるような環境をつくつてまいりたいと考えておる次第でございます。

○委員長(加藤シヅエ君) ソ連、カナダ、その他の国とも、どんどん協定を結ぶ準備をなさるということ、たいへんけっこうだと思いますから、ぜひ進めていただきたいと思います。また、干がたなんかを買収するとか、あるいは自治体と協力をする形で保存する努力、これはぜひどんどん進めさせていただきたいと思います。

こういうような鳥類の保護、保存につきましては、いままで役所といらものがほとんど何もすることができないような状態であったときに、民間の団体、たとえば鳥類保護連盟とか、野鳥の会とか、こういうよしならものが早くから存在しておりまして、こういうよしなな会の会員の方が全国的にいろいろの手を貸してくださるので、今後お役所としてもいろいろ仕事をお進めになる上で、こういう民間団体の協力というものを高く評価して、さらに手を結んで仕事をお進めになるということを私は希望したいと思います。

さらに、いまお話をございました保護のために干がたを保存するとかいうことでございますが、もう一つ、特に絶滅に瀕している鳥の場合には、太平洋諸島の小さい島にいる鳥の中に、絶滅に瀕するものがあるよう聞いております。そういうようなところが今後どういくことになりますか、もしこれを放置しておきますならば、昨今の観光ブームによりまして、島を買い取ってしまつて、そこにいわゆる観光センターのようなものを

つくるこというよなことをやられますと、たまち開発をして、その中にある樹木そのほかの植物を伐採する、伐採をするそのことが、すなわち鳥が住めなくなるというよなことで、環境の変化によって鳥は死滅するのでござります。そういうよなものに対しましてはどうやって保護なさりますか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大石武一君) それが一番むずかしい問題でござります。いまわれわれとして、日本の国土の全体の、そのよな自然を守りたいといふ熱望を持っておりますが、いまの段階では、自然公園法できあられたわざかの地域しか、直接環境庁で保護できないよな状況でございます。あと自由かつてに開発なり何なりされても、そう十分な規制ができないよな現状でございます。

そこで、何とかしてこの日本の自然を、できるだけ秩序ある保護と開発の中に置きたいと考えまして、その前提として自然環境保全法といら法律をつくりまして、それによつて、もう少し範囲を広げた、もう少し秩序のある、たとえば人為を加えないで大事に守つておくよなほんとうの原生地域から、ある程度の人為を加えて、人間が自然の中に入り込んでいくる自然地域とか、いろいろなことを考えまして、自然の正しい保護並びに利用の方法を考えておるわけでござります。その自然環境保全法も、いろいろなむずかしい壁にぶつかりまして、まだ提案いたしかねておりますが、近くどうやら提案できそうな見通しでござりますので、会期延長ということがあれば御審議賜わると思います。それに望みを託して努力いたしておりますが、そういうことで、できるだけ日本の自然を守つていきたいということを、いま一生懸命に努力いたしておるわけでござります。

○委員長(加藤シズエ君) いろいろの法律等の關係で、もう少しやりたいこともなかなかできないようなことがおありになるといふことは、お察し

ができます。したがって環境保全のために、かりに環境庁がもう少し法律のもとに力を伸ばすことを私どもは希望するわけでございます。

それからもう一つ、いまさつき申し上げました、太平洋における小さい島に特に絶滅に瀕する鳥がいる、たとえば尖閣列島、それから鳥島にアホウドリが十二羽くらい残っている。こんな少ししか残っていないというようなことでは、これをこのまま絶滅させないで、現状維持だけするのもたいへんなことだと思うわけでございますが、これは、協定ができましたその時点において十二羽というようなことがちゃんと知られていて、それから毎年毎年だんだん死んでいく、とくとういくなくなりましたというようなことでは、これは条約をほんとうに守っていることにはならないのではござりますね。それで、これはやはりそういうような小さい島なんか、買い上げてしまつたらどうなんでございましょうか。

○國務大臣(大石武一君) それは、私も同じよう考へておるわけなんです。

先ほど少し言ひ残しましたけれども、たとえば、自然環境保全法の中にはいろいろないま申しましたようなことを考へておりますが、さらに県の自然保護条例ですか、こういふものを、これは何の法的根拠もありませんので、それが必ずしもよく活用されておらない点がござりますが、この自然環境保全法の中では、この県の自然保護条例をうしろからさきえていくような法的な根拠を与えると、いま考へておるわけでございます。こうなりますと、いわゆる国定公園とか国立公園にはならないけれども、県でぜひ保存しなければならない、たとえば小さなものでは鎮守の森であるとか、いろいろあると思うのです。そういうものを県のほうで、きめこまかくこれを保護していくことができるようなことになりますので、これを生かしまして、県の所屬の小さな島とか無人島みたいなものは、当然、保護条例の中に入れてもらいまして、これでぜひ保護をしてもらいたいと考えております。

そのほかに、買い上げの問題ですが、これは非常に希望しております。いままで買い上げの制度がございませんでしたので、国立公園の中の民有地を買い上げたたぬに、五千万円といら予算がこれまで毎年あります。たが、これではどうにもなりませんので、もつと広い大きな面積を買える予算がつかないかといふので、四十七年度の予算には幸い六十億の交付公債を、交付公債の形ですが、これを獲得いたしまして、国立公園の中の民有地を買い上げることができるようになったわけでござります。

ただし、これは交付公債でありますので、県で買うことになります。その場合には、ある地域に對しては十分の十、補助金を国から出すことになります。そうなりますと、その十分の十の補助金を出した場合には、それが出し終わったとたんに、買い上げたとたんに国の所有になりますが、別の地域は五分の四の補助金を出します。そうすると、あと五分の一は県の持ち出しになりますけれども、それは十年間に出すことですから、大体二分の負担ですからそろ大きな負担ではありませんので、そなりますと、その買い上げた土地は県の所有になります。

そういうことで、県のほうではそれは喜んでいるようござりますけれども、そのような形で土地を買い上げてまいりますが、ことしはどのよくな方針でやるか、こまかい根本的な議論が大蔵省と煮詰まりませんでしたので、とりあえず今年は、国立公園の中の民有地ということに限りまして買い上げをしましたが、来年度四十七年度から、もう少しいろんなあり方、根本的なあり方をとしじゅうにきめていくことになつておりますので、私は、できることなら交付公債の範囲を広げまして、國定公園はもちろん、県立公園でもその金が使い得るような、県のあれになりましようけれども、起債のような形になるかどうか知りませんが、県中心の公債になりましようが、そのようなら、県立公園でもその金が、交付公債が使えるような形こまで寄つて、このよば、「ま委員長はさ

おつしやるよな買ひ上けの問題も、ある程度めどがついていくのではなかろうかと考えて、いま、そういう努力をいたしている最中でござります。

○委員長(加藤シズエ君) これからの鳥獣保護のお仕事といたしましては、保護区の設定、それから野鳥の森の整備、それから干がた対策、それから特定の鳥類の保護対策、そしてさらに鳥類の試験、研究、研修費、こういうようなものには来年度はそれぞれ十分な予算をひとつ取りにないで、これはみんな、仕事をもつと拡大強化していくただかなればならない性質のことだと思うのでございますが、その中で、特に絶滅に瀕している鳥のことを、私はたいへん心配しているのでござります。

その中の、タンチヨウのツルの問題を一つとらえてお伺いをしたいのですが、タンチヨウのツルが、北海道の釧路に昔からたくさんいたのだそうでござりますね。それで、一昨日日曜日でございましたか、ニュースで聞いていたのでございますが、アメリカのコーネル大学の出身の鳥の専門の博士が、ここに數ヵ月滞在して、そしてもう克明な調査をなさつたらしい。その方は特にツルの専門家だそうでござりますが、たいへんな研究をなさつて、自分の費用でヘリコプターを借り上げて、上から、どういふうに巣があるかといふうなことの、数までつかりお調べになつて——日本の国では何にもそんなことは調べてなかつたわけですね、今まで。お金もないから、また、だれもそんな仕事をしなければならぬということじやなかつたから、しなかつたわけでございますが、この協定ができると、もうアメリカのほうからどんどん来て、私費でもつてそういう調査をなさつて、非常な関心を持つてタンチョウのツルの生息状態を研究していらっしゃるわけでございますが、そのときに、その方の意見が短かいニュースの中で言われたのには、ここに高圧線が通っているので、タンチヨウヅルがこの

だから、こういうようなものはこれは地下埋設をするべきものではないかと思う。こういう意見が

とだといふふうに考へるわけでございますが、現実はそうじやなくて、天然記念物に指定してもらつても、名譽かもしませんけれども、それだけ特別の保護を受けられるものでも何でもないのです、指定されていながらだんだん減っていくかもしないし、高压線に触れていく現状かもしけないし、ほんとうにだれがどれだけ責任を持つてこういうものの絶滅を阻止するために努力しておるのか、これはたいへんなややこしい問題だと思うのでござります。

○委員長(加藤シズエ君) あまり詳しいことは、時間がございませんので。

出入の規制ができるのですか、税関に農林省のほうから役人が出て、そこで検疫をするというふうに聞いておりますけれども、この加工物とか、あるいは生きた鳥なんかが問題になるかどうかということは、どうやって規制をするのでござりますか。それを聞かしてくださいませ。

○政府委員(首尾木一君) この法律によりまして、輸出人につきましては、すべて輸出につきましては許可制ということになつておりますし、輸入につきましても、これも相手方の適法な証明書の発行ということを条件にいたしておるわけでございます。ただいま先生の仰せになりました点は、実際のチェックの問題といたしまして、税

関、税務職員等においてやはり鳥類についての知識を必要とするものでござりますから、そういうことにつきましては、図鑑の配布等を考えました。そういふことによりまして、このチェックを実験問題としてはやつて、いくことが必要だと考案

とだといふふうに考へるわけございますが、現実はそうじやなくて、天然記念物に指定してもらつても、名譽かもしませんけれども、それだけ特別の保護を受けられるものでも何でもないので、指定されていながらだんだん減っていくかもしれないし、高圧線に触れていく現状かもしれないし、ほんとうにだれがどれだけ責任を持つてこういうものの絶滅を阻止するために努力しておるのか、これはたいへんなややこしい問題だと思うのでござります。

いま、これは天然記念物の指定ということになれば、文化庁の取り扱いになつてゐるので、文化庁でも一生懸命におやりになつていらづしゃることはよくわかるのでござりますが、そこで文化庁のほうへ伺うのでござりますが、文化庁のほうも、この節、いろいろ古墳が発掘されたりなんかして、ずいぶんお仕事が忙しくなつていらづしゃると思うのです。またこの天然記念物も、いろいろほかの生きものもたくさんあるそうでござりますが、私はここでは鳥だけを問題にするのですですが、ちょうどたとえばタンチョウのツルとかトキとか、そういうようなものが文化庁の記念物課ですか、そういう役所のほうへ移されますね。そろしますと、そのお役所は仮さまのことをやり生きた鳥のことやるなんといふことは、なかなかできることじやないと思うのでござります。それでいろいろ御苦心があるだらうと思うのですが、どうぞお聞きかしていただきたいと思います。

○説明員(高橋恒三君) ただいま先生からタンチョウについてお話をございましたので、一応タンチョウにしほつて具体的にお話しあり上げますと、タンチョウは、昭和の初めに二十数羽の生息数をみたのでございますが、昭和二十七年にえづけと申しますが、給餌に成功いたしまして、年々増加をいたしまして四十四年には二百十一羽、その後は残念ながら減少してきたわけだと思いますが、……

○委員長(加藤シズエ君) あまり詳しいことは、時間がございませんので。

○説明員(高橋恒三君) 先ほど先生からお話をございましたより以上に、私聞いておりますところでは、何羽いるということを数えることは非常によくやっておるようございまして、ほかの国でも非常に目をみはつていろいろよくなことを聞いております。

そこで、五千ヘクタールの釧路の湿原地が保護されているほかに、それぞれの管理団体、北海道の教育委員会等でも、えづけをやつておるわけでござりますが、四十六年から監視員十名を置きまして保護をいたしております。なお釧路市が事業主体になりまして、人工繁殖事業もやっておりまして、これに要する経費が千四百五十万円、これは半分国庫補助しております。

なお四十六年、四十七年度と二百万円の、補助事業についてやはり三分の一補助をいたしておりますが、なお、非常に死亡数が、最近先生御指摘のように多くなってきておりますので、減少原因調査ということで、本年度、緊急に百五十万円の経費で二分の一国庫補助で調査をしてまいりたい、こんなふうに考えております。

○委員長(加藤シズエ君) いろいろ御苦労までござります。一生懸命におやりになつていらっしゃることをよく理解いたしますけれども、私の考えでは、鳥類に關してはあちらのお役所へちらのお役所ということではなくて、こういうこと非常に専門的に研究した知識というものを必要といたしますので、これはやはり一つのところに集めてやつていただくが、ほんとうに成績が上がるのじやないかと、これはまあ公害委員長としての私見でございまして、これについては長官の御意見を伺うわけではございません。ただ、そういう考え方を持つていろいろと所見を披瀝するわけでござります。

それからその次に伺いたいのは、こういふよくな、問題になる特殊鳥類の輸出入を規制するといふことでございますが、これは一体どうやって整

出入の規制ができるのですか、たとえば、いま植物なんかは検疫というのですか、税関に農林省のほうからの役人が出て、そこで検疫をするというふうに聞いておりますけれども、この加工物とか、あるいは生きた鳥なんかが問題になるかどうかということは、どうやって規制をするのでござりますか。それを聞かしてくださいませ。

○政府委員(首尾木一君) この法律によりまして、輸出入につきましては、すべて輸出につきましては許可制ということになつておられますし、輸入につきましても、これも相手方の適法な証明書の発行ということを条件にいたしておるわけでござります。ただいま先生の仰せになりましたのは、実際のチェックの問題といたしまして、税関、税務職員等においてやはり鳥類についての知識を必要とするものでござりますから、そういうことにつきましては、図鑑の配布等を考えました結果、そういうことによりまして、このチェックを実際問題としてはやつていくことが必要だと考えております。

なお、そういうたよくなまめらわしい問題につきましては、それぞれ税関関係と都道府県といふものの連絡をとるようになつておりますのでござりますから、専門家といふものが非常に少ないものでござりますから、実際問題として、非常にそういう問題についてもむずかしい問題があるわけでござりますが、実例としましては、あまり多くの件数が輸出入の件数になるというようなことはありませんので、したがいまして、そういう点では、さしあたって、ただいま申し上げたようなやり方によつてこれをチェックしていくというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(加藤シズエ君) もう一つ伺いますが、加工品にはどんなものがござりますか。たとえばダチョウの皮のハンドバッグと、いうようなもの



影響が多い鳥でありますとか、あるいはそういう鳥であつても、それは一方において昆虫をえさとすることによって、農作物の面においてあるいは林産物の上において有益であるというような場合

そのときには政府固折衝化してまいりたいと、いま考えておる次第でござります。

それからソ連につきましては、やはりぜひ来年度あたりは私は条約を結びたいと願ひまして、た

日の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律におきまして、有害鳥獣の駆除につきましては、これは申請によりまして許可をしてこの有害鳥獣の駆除を行なうといふにいたしておるわけでありまして、一がいこれがあつて、二がいこれが有効鳥獣だといふらう指定期

で、そのとおりにお目にかかりまして、その申入れをいたしました。ところがクロムイコ外務大臣は、非常にけつこうな話である、これはお互に両方の国にとっても重要なことであると思ふから喜んで協力する、ただし、自分は鳥のこととはわ

からない、そして、その申し入れが前もってなかつたので、本国と打ち合わせてこなかつたのであります。すぐ返事はできないけれども、國に帰つてであります。ただ前向きにするように努力しましようといふ返事がございました。そこで私は、ちょうどストックホルムの人間環境会議に今度出席するから、その帰り道でもモスコーウに寄つていろいろ御連絡しますよと言つたら、それはけつこうなことです、あなたがモスコーウに来れば、すぐきめてあげますよといふ話になりました。そこで私は、今一度は先に参ることにしまして、来月の一日か二日位にモスコーウに参りまして、来年あたり結ぶよう努力しませんかという申し入れをいたしたいという

○國務大臣(大石武一君) しま  
一番遡り鳥で数  
が多くて種類の多いのは、ソ連でござります。そ  
の次には中国、それから東南アジア、こういふと  
とになつておるわけでありますので、どの国でもあ  
けつこうでありますができるだけ効果のあがる  
国からと思いまして、実は、中国に対しましては  
まだ国交がありませんので、去年民間の訪中國が  
まいりましたおりに、その一行にお願いをいたし  
まして、中国にそのような民間としての申し入れ  
をしてもらいました。その結果は、非常にけつこ  
うなことである。いずれこちらでも十分に連絡を  
してそういう方向に進みたいという返事があつた  
ということで、民間のこれから、しばらくの間  
の連絡というものを期待しておるわけでございま  
すが、いずれ、そういうことが積み重なりまし  
て、幸いに近い将来に国交回復しましたならば、

それから、その他の国にはまだ手を伸ばしておられませんが、たまたま、私が人間環境会議におきまして演説をする場合に、渡り鳥のことに入れることにいたしております。その原稿の内容の一端が、たまたまちょっと新聞に出ましたところが、その中にはオーストラリアという名前があつたのですから、さつそくオーストラリアの政府から、大使館だと思いますが、環境庁に連絡がまいりまして、連絡をいただくというお話をですが、少しだけ、われわれとしては喜んで協力いたしたいと考えておりますので、御連絡いただけますれば幸いこうでございますと、いう御挨拶があつたそうでございまして、それで一つの手がかりになつて、新しいものを得たような感じがしておるわけでございます。

を放棄する、奉公するなどといったことは、たゞさうしたことで、なかなか言ひ出そうといふ人にならなかつた。しかし、大石長官がきわめて積極的な發言をなさつて、多くの國民が期待を持つたわけであります。が、その後はどうのようになつてゐるでしょうか。

○國務大臣(大石武一君) それは、いまお話しのように、全國禁猟区といふことばがけしからぬ。それはぜひやめてもらいたいといふ、獵友会その他の申し入れがあるので、できるだけ使わぬようにして、適当なことばがありませんので、とりあえず獵区狩獵制といふことを私は一應言つておりますが、そのような制度にいたしたいといふことで、そのような趣旨としてぜひやつてほしいといふ、いろいろな國民の間の要望もございまして、それをまあ望んでまいりました。その準備を

そのようなわけで、この自然環境保全法が先に提出されませんと、どうしても獣区狩猟制は手がつけられません。また二兎を追いますと、全部を逃がすおそれがあります。そういうことで自然環境保全法に努力いたしました結果、いま鼻団はつきましたが、もう国会も末期でございます。あと会期延長があればと望んでおりますが、それももう長いことはあるはずがございませんので、それで、もし幸いにある程度の期間延長があれば、自然環境保全法がこれは御審議願えるかと思ひますが、それ以上はとても多くを望むことができません。残念でございますが、この鳥獣に関する法案の問題は次の国会まで延ばしまして、その間に十分な根回しなり努力なりをいたしまして、次の国

○小平芳平君 長官のそうちした積極的な姿勢が、公害列島日本の汚名を幾分なりとも挽回していく一つの力になつていただきたいと、私たちも心から念願している一人でございます。

次に、この点についても先ほど長官からお話を出ましたのですが、全国を禁猟区にする、そして特別な地域だけを指定するという積極的な長官の発言がありまして、そして、ある新聞の世論調査でも、七一%の人が賛成だ。あるいは、現実に田畠に燃いていても、弾が飛んできけてけがをするといふ、とんでもないことが起きているという事実。従来の日本の政治のやり方は、そうちした狩猟規制から、海上上陸の二、うよのなにこに対する

ところが、その前にまずとりあえず出さなければならぬのは、自然環境保全法でござります。この法案に一生懸命に自然保護局が取り組んでまいりました。ようやく一応新しい考え方の、相当地ものが実はできたわけでございますが、それが各省庁との間に調整に時間をとりまして、二月から二、三、四、五と、約四カ月以上たって、ようやく法案が提出されるという見通しがついたわけでございます。それも、まだ法制局が通つております。何とかしてこの二十六日と思いますが、間に合わないかもしれません。とにかく今月中には国連本部といふ、青ない大臣になつたのでございま

それからもう一つはカナダでござりますが、カナダは、ちょうどアメリカとアラスカにはさまつて、そして北アメリカ大陸におきましては、カナダ、アメリカ合衆国並びにメキシコの間にあります。それは、それをお互いの島を保護する条約のようなものがあるそうでござりますが、日本では、アメリカと結びましても、カナダとはやらないわけですね。ですから、カナダともやらなければならぬということで、いざれそういうところもだんだん連絡してまいりたい、こう考へておられる次第で

するように、法律の大綱を考えるようだといふことで、自然保護局、特に仁賀鳥獣保護課長にもそのことを命じまして、準備はいたしてまいったのでござります。

ところが、その前にまずとりあえず出さなければならぬのは、自然環境保全法でございます。この法案に一生懸命に自然保護局が取り組んでいました。ようやく一応新しい考え方の、相当いものが実はできたわけでございますが、それが各省庁との間に調整に時間をとりまして、二月から二、三、四、五と、約四カ月以上たって、ようやく法案が提出されるという見通しがついたわけでございます。それも、まだ法制局が通つております。何とかしてこの二十六日と思いますが、間に合わないかもしれません。とにかく今月中には国を提案という、情ない状態になつたのでございます。

そのようなわけで、この自然環境保全法が先に提出されませんと、どうしても獣区狩猟制は手がつけられません。また二兎を追いますと、全部を逃がすおそれがござります。そういうことで自然環境保全法に努力いたしました結果、いま目鼻はつきましたが、やつ国会も末期でござります。あと会期延長があればと望んでおりますが、それもう長いことはあるはずがございませんので、それで、もし幸いにある程度の期間延長があれば、自然環境保全法がこれは御審議願えるかと思ひますが、それ以上はとても多くを望むことができません。残念でございますが、この鳥獸に関する法案の問題は次の国会まで延ばしまして、その間に十分な根回しなり努力なりをいたしまして、次の国

会にはりっぱに提案できるようにいたしたいといふのが、いまの私の心境でございます。○小平芳平君 そういたしますと、自然環境保全法案は、だいぶ後退した形で提出されるというふうに報道されておりますが、かりに禁猟区といふことばがけしからぬといふなら、禁猟区といふことは使わないにしましても、獵区制とかそういう表現を使うにいたしましても、環境庁の取り組む姿勢としては変わらないといふように理解してよろしくございます。

○国務大臣(大石武一君) おっしゃるところでは、われわれが考えましたよりも多少後退いたとしております。現実には

これはやむを得ないことでございますが、しかし

その基本的な、自然を守るという新しいものの考え方には、これは変えておりませんので、ぜひこれ

は制度化いたしたものだと考えております。

○小平芳平君 それから次に環境庁にお尋ねしま

すが「絶滅のおそれのある鳥類」ということは、

これをどういうふうに判断をなさるか、もういま

のままだと、すべての鳥類が絶滅のおそれがある

じゃないかといふふうにすら指摘されているわけ

ですが、その辺の見解はいかがですか。

〔委員長退席、理事矢野登君着席〕

○政府委員(首尾木一君) このアメリカとの条約

を検討するにあたりまして、指定すべき絶滅の危

険のある島類の基準といったましては、もともと

個体数の非常に少ない鳥、それから生息環境にお

きまして、非常に絶滅のおそれのあるような生息

環境にある鳥、それから他の雑種との間において

の競合関係において、やはり絶滅のおそれのある

鳥といふことで、これらについては人間の援助

がなければその種の保存というものがはかりがた

いといふふうな鳥を、これを絶滅のおそれのある

鳥といふことにいたすということで、具体的には

それが基づきまして指定をやっていくといふこと

で二十一種類、沖縄で七種類、日本で二十八種類

でござります。それからアメリカで四十六種類と

いうものを指定をすると、いろいろ予定になつて

いるわけでござります。

○小平芳平君 今回の法律では、譲渡の規制、輸

出輸入の規制、そういうものが出来まして、いま御

答弁の、人間の援助を必要とするという、この人間

の援助についての予算なり対策はいかがですか。

○政府委員(首尾木一君) 今回の法律そのものは

は、現在の鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律のいわば

特別法的なものといたしまして、特に仰せられま

した譲渡の禁止、輸出入の禁止だけに限つておる

わけでござります。その他のものは、現在の現行

法の中でもこれをやつしていくということになってお

るわけでござります。

したがいまして、現行法の中でこれを実施する

わけであります。先ほどもお話を出ておりまし

たように、現在の予算の状況といふのは非常に貧

弱な予算でござります。現在の鳥類保護をいたし

ましては、これは実態は各都道府県におきまし

て、入猟税等を財源といたしますそういう鳥獸保

護の事業が行なわれていてるわけでござりますが、

鳥獸の環境の保護につきましては、たとえば鳥獸

保護区の設定によりまして、そこで巣箱であります

とかあるいは給餌施設をつくるといふようなこ

と、あるいは特に鳥獸特別保護地区といふもの

設定ができるようになつております。それにつ

きましては、環境保護のために各種の工作物であ

りますとかあるいは木の伐採でありますとか、そ

ういったようなことにつきまして、鳥獸保護法の

ほうで規制ができるといふような形になつております。

予算といったましては、そういうようなことで

実際に十分でございませんが、今後予算を拡充を

いたしまして、ただいま申しましたような給餌の

施設でありますとか巣箱でありますとか、そ

ういったようなものをやりますし、さらに環境の保

護につきましては、先ほどお話を出ておりました

ように、今後必要とあれば土地の買取取り等も検

討するといふふうなことを考えてまいりたいと、

かように考えておるわけでござります。

○小平芳平君 環境庁のほうでは特殊鳥類として

の指定をされる。で、文化財保護法の天然記念物

の指定がまた別に行なわれるということになります

と、環境庁の特殊鳥類としての指定の目的、あ

るいは文化財としての指定の目的、それがある

とは思いますが、要するに、この両方で指定しま

して、その辺の連絡なり、あるいはその監視体制

なり、それはどのようにお考えですか。

〔理事矢野登君退席、委員長着席〕

○政府委員(首尾木一君) この今度の法律で考え

ております特殊鳥類は、これは現在の鳥獸保護法

とあわせまして、種の保存といふような観点から

これを指定をいたします。天然記念物のほうの指定をいたしましては、これは学術研究上重要なも

のとして指定をするということでございまして、

したがいまして、これは実際問題としてダブルの場

合がかなりあるわけでござります。現在の、先ほど申し上げました二十八種類のうちの約十六種類

といふものが、特別天然記念物あるいは天然記念物として指定をされておるといふふうな実情にあ

るわけでござりますので、これは十分文化庁とも連絡をとりまして、各種の届け出等につきまして

も十分連絡をとりまして、遺憾なきを期してまいりたいと、かように考えておるわけでございま

す。

○説明員(高橋恒三君) 文化財保護の觀点から、

天然記念物としては、鳥類が七十一件天然記念物

に指定してあるわけでございまして、そのほか、

御承知のように動物、それから植物、それから鉱

石類、いわゆる地質的なものまで含めまして、八

百八十七件指定をいたしております。そのうち鳥

類は先ほど申し上げたように七十一件でございま

す。

もとよりこれらの指定は、ただいま環境庁から

お話をございましたように、わが国にとって、ある

いは世界的なものも含めて、學術上価値の高いも

のという観点から指定をいたしておりまして、學

術資料として保護していくことが目的で

ござります。したがいまして、今回環境庁のほう

から御提案になつております法案によるところに

見ましても、私どものほうで指定をいたしますと

現状変更ということが非常に規制されております

が、そういう意味で、現状変更ということについ

てオーバーラップする面もございますけれども、

両者相待つて、なお保護が高められるということ

になるかと思います。

○小平芳平君 ダブって指定を受け、両者相待つ

て保護が充実されればそれで構つますが、実

際問題として、現在の鳥獸保護区にしましても、

どの程度の管理体制になつておりますか。

○政府委員(首尾木一君) 現在、鳥獸保護区には

国設の鳥獸保護区と、それから県で設定をしてお

ります。それから原で設定をいたしております鳥獸保

護区につきましては、鳥獸保護員を委嘱をいたし

ております。この鳥獸保護員は現在約二千三百名

でござります。その他、鳥獸の保護につきましては、

それから原で設定をいたしております鳥獸保

護区につきましては、鳥獸保護員を委嘱をいたし

ております。この鳥獸保護員は現在約千百八十名お

ります。それから原で設定をいたしております鳥獸保

護区につきましては、鳥獸保護員を委嘱をいたし

ております。この鳥獸保護員は現在約一千五百名お

ります。この鳥獸保護員は現在約一千五百名お

ります。この鳥獸保護員は現在約一千五百名お</

鳥が大量に死んだその原因は、農薬なのか、あるいは大気汚染というようなことになるのか、あるいはP.C.B.等の蓄積か、その辺の実態をすみやかに明らかにしていかなければならぬ、と思うのです。

ついての研究を進めてまいりたい、かように考えて  
いるわけだ」などいいます。

○小平芳平君 それから、先ほど鳥類観測ステーションについての御説明がありましたが、そのほか鳥獣保護区、あるいは野鳥の森、こういうよう

○小平芳平君 環境庁長官が、四十七年度予算が閣議決定された段階で、この鳥獣保護行政関係が一億二千万円、それは前年度に比べたら、伸び率は相当の伸び率ではあります、このジェット機の飛行機、何十億もする飛行機が予定されている

る。そういうことで、こういうことを基準にして近い将来には何倍にも高めてまいりたい、こう

いろいろな予算を取っていかなければならぬといふように考えておるわけであります。それから、鳥類保護の教育につきましては、大

な構想についてはいかがですか。

段階において、わざか鳥獣保護行政に一億二千万円、あれだけ大騒ぎしてこういう現状だ、というふうな談話を新聞で拝見したわけですが、で、最後に環境庁長官から、そうした今後の取り組みの基本的な姿勢について伺いたいと思います。それ

事なことだと思います。けさの新聞を見ますと、警官がトビを警棒で打ち殺したということが出ております。それは確かに警官が必ずしも悪いとは言えないで、十歳の少女の頭をトビが突つついでけがをさせた、至急何とかしてくれという電話が

都道府県を拡充をいたしております。さらに最近各保護区をおきましても鳥獣保護区の拡充ということが、そういう積極的な動きが見られますので、大いにそれを促進をしてまいりたいと、かようと考えております。

が第一点。  
それから、時間の関係で全部申し上げますが、  
第二点としましては、この教育につきまして、学  
校教育あるいは一般の社会人に対する愛鳥に対す  
る教育といいますか、そういう面についてのお考

二〇番に来たので、警官が一人でトビをおびき寄せて警棒で殺したということございますが、これは大したことではないんで、少女の頭のリボンをからかってついた程度でございまして、殺さないでも済んだはずでございます。それは、

また、野鳥の森につきましては、これは鳥と人間が親しむような、そういうことをねらいとしたしまして、また鳥についての知識を深めるということができるような施設といたしまして、本年度四ヵ所を予定をいたしておりますが、さらに今

えを承りたいと思います。  
それから林野庁、林野庁としましては、環境庁  
とともに参調がそろわないようなことがよく出て  
きますが、この鳥類保護についてはどのように考  
えられるか、伺いたいと思います。

殺したことが悪いというのじゃありませんが、そのような鳥に対する認識なり愛情の持ち方といふものが、今日の鳥に対する教育の程度ではないかと思ひます。あれがもう少し、学校教育とかそういうことによって鳥類に対する愛情がわかつてお

後、その増設を次年度以降においても考えてまいりたいというふうに思つておる次第でござります。

○國務大臣(大石武一君) 鳥類保護についての基本的な取り組みは、という御質問でござりますが、できるだけりっぱに鳥の生存する環境が保全されまして、人類とともにお互に共生をして楽しく繁栄できるような、そのような環境をつくりたい

れば、もう少しトピについても知識があるでしょ  
うし、トピがどれほど害をするかということがわ  
かつてくる。あるいは殺さないでも、つかまえら  
れたかもしません。

ああいうことを考えますと、まだまだ学校の教

○政府委員(首尾木一君)　国設鳥獣保護区につきましては、本年度予算において二十九カ所の増というふとを考えておりまして、野鳥の森につきましてはこれは四カ所でござりますが、予算要求とだだきておりません。

予算につきましても、ことしは一億二千万円で、ほんとうにこれは七倍半としてもわずかで、話にならないわけでございますが、それでもの思います。

育は足りないと思います。当然、私は基本的な学校教育の中において、自然保護、鳥類の愛護といふことを十分に加えなければならないと思います。われわれ環境庁としましても、当然いわゆる社会教育の一端としてこの任務を負わなければ

いたしましては、将来これをさらに二十カ所程度くらいはつくりたいといふような、計画的にそいうことで予算要求をいたしましたが、まだこういったものは、計画につきましては財政当局との間にセットはできておりません。しかし、今年と

より大きな駆きをして取つたわけであります。しかし、このよろな新しいものの考え方、つまり鳥類の愛情をもつて保護しようという新しい行政のものの考え方があつ、ようやく政府部内でも、あるいは一般の行政の中でも認められたように思います。

なりません。いままでも例の野鳥の森をつくるとか、そういうことをやはり自然保護、鳥類愛護の教育の一端でございます。

このよろしくして、できるだけわれわれの、ここに若い世代に、やはり少年のうちに子供のうちに

りあるはず四ヵ所につきまして設置をするとどうことでございまして、今後もそういう野鳥の森といふものを、各所に必要に応じてつくってまいりたい、かように考えておるわけでござります。

そういうことで、これを基本として今後は大きく発展できると思うのでございます。ですから、七・何倍でわずかに一億二千万円ですが、かりに三倍になつても、半分で今度は三億六千万円になら

鳥類なり生物なり自然に対する愛情の種をつくら  
ませんと、その愛情といふものは、将来これは大き  
きな人類愛にまで成長しないと思います。愛情といふ  
いふものは人間が訓練し、努力して大きくしてい

くものだと思ひます。そういう意味で、将来その一番の核となりますか。そういうものを、やつぱりほんとうの小さい幼ないもののうちに、子供の心に愛情を植えつけることが、それがだんだん異性愛にまで広まり、あるいは人類愛にまで広まると思いますので、できるだけ幼ない子供にでもそういう自然を愛する、鳥を愛するというものの考え方、愛情というものを植えつけるような努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○政府委員(福田省一君) 森林の全面積は二千五百万ヘクタール、その中で、国設、県設合わせまして鳥獣保護区が約百八十万町歩ですから、一割までいっておりませんけれども、それぐらいが全森林の鳥獣保護区として指定されておるわけでござります。

で今後は特に、国設、県設にしましても、そういう鳥獣保護区を積極的にふやしまして、最近減少しつつあります鳥の増殖をはかつてまいりたい。その点については環境局ともよく御連絡しまして、今後は前向きで進めてまいりたいと、かようになっておきます。

○内田善利君 関連。終わります前に一言お聞きしておきたいと思いますが、長官、先ほどの答弁の中で、渡り鳥条約についてモスクワで何とか早く処置をきめさせていたい、またカナダともそろしたいという御意向でしたが、これは地球全体の問題として、せっかく開かれる人間環境会議に、こういった鳥類の保護について提案される気持ちがないかどうか。

それともう一つは、鯨が問題になつてゐるわけですが、十年禁止協定についてどのように考えておられるのですか。

うな、渡り鳥がどこでも自由に楽しく飛んでいくようにならぬか。そのような楽しい世の中をつくりたいということを、私は提案と申しますが、演説の草稿の中に加えてまいりたいと思いますが、それを強調してまいりたいと考えております。

それから鯨の問題でござりますが、これは、鯨を現在いわゆる商業、企業としてとつておりますのは、ソ連と日本だけでございます。その他は、あとわざかに局部的に、エスキモーであるとかアメリカの小さな島の住民であるとか、そういうようなのがとつておられますし、また別にペルーとチリとエクアドルでしたか、三つの国が集まりまして、これが、あまり大規模ではありませんが、そこで原始的な捕鯨をやっておるというのが大体世界の現状でございます。

それで、御承知のように鯨はいま非常に減りま

まぐりまして、めちゃくちやにとりまして、大部  
分のものが非常に危殆に瀕した。その後ソ連と日  
本とが加わりましてやつておりまして、残ったた  
が二国でございまして、まるで鯨を絶滅させてい  
るのが日本とソ連のような印象を与えておるので  
あります。これは非常に残念でございます。

それで、いろいろ種類がございますが、鯨のう  
ちでも五種類、五つの大きな鯨が捕獲禁止になっ  
ております。グリーンランドクジラ、これは数百頭  
頭しかおりません。セミクジラ、これもわずかし  
かおりません。それからコククジラというのは、  
これはアメリカの沿岸にいるのですが、その後保  
護しまして、非常にふえて大体一万頭ぐらいある  
ことです。それからシロナガスクジラ、これ  
これも数千頭しか世界にはおりません。一番大き  
な鯨です。それからもう一つザトウクジラ、これ

実は一例をあげて申しますと、佐渡のトキが絶滅に瀕しまして、この間、植樹祭で新潟へ行つきましたら、九羽になつてゐるそうでございます。私、一昨年佐渡へ行きましたとき、ちょうど十一羽。この佐渡のトキを何とかして保存しようと、國有林としてこれを買い上げまして、これを保護区に指定したいきさつもござります。なお、積極的な面では、聖蹟桜ヶ丘に林野庁の鳥の実験場がございまして、ここで日本キジの種キジを増殖しております。これを各県に配付しまして、各県がそれぞれの保護区に放鳥しているわけでございます。

要するに、森林というものは先生御承知のように、木材だけじゃなくて、水資源を確保するとか、あるいはきれいな空気をつくるということを含めまして、森林の中にある樹木と、それから鳥なりあるいは溪流の魚なり、あるいはカモシカ、リスその他的小動物を含めて、全体として有機的なものが森林であると、かように私は考えております。そういう意味で、鳥といふものと森林といふものは密接不可分の関係にある。これが一つのエクリエーションの場として国民全般の保養の場にもなつておる、かように考えております。そこ

おられるのか、修正案を出されるということも聞いておりますけれども、お差しつかえない範囲でお願いしたいと思います。

それから森林伐採の問題、東南アジア地域ですね。

それと、海洋汚染防止法が六月二十五日から施行になりますが、それよりももうときびしい廃油投棄禁止勧告がなされたとも聞いておりますが、こういったことに対してもう一度つづりでいかれるのか、この点お聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(大石武一君)　この人間環境会議にてまいりまして、私は代表演説をするわけござりますが、その演説の草稿の中に、いろいろと直接私が取り上げまして訴えるところが五点ほどござります。その中の一つに、渡り鳥の条約の締結のことをつけ加えております。

先ほど申し上げましたように、アメリカとは国を隔てて初めて初めて条約が結ばれましたが、それをその後いろいろな国ともやるということで努力を進めてまいりますが、この条約ができるだけはかかる国でも、大陸間でも、お互いにこの条約が結ばれまして、地球がその渡り鳥条約でおおわれるよ

して、絶滅に瀕しているものもあるのでございまして、それで、世界各国で鯨をとる場合に、いろいろ制限をいたしまして、捕獲禁止なり頭数の制限ということをいたしておるわけでございます。それをするのにいろいろな段階を経ておりまして、現在では国際捕鯨委員会という、大体十四カ国くらいでござりますが、世界の、アメリカも入っておりまして、イギリスも入っております、日本とかノルウェーとかソ連とか、そういうのも入っておりまして、そういうところでいろいろな規制を申し合はせてましてそれを守っているわけでございますが、その国際捕鯨委員会の内定に反対して脱退をしたのが、先ほど申しました南米三国でござります。これは、捕鯨委員会の規制は自分らに不当であるということで脱退しまして、独自で別に三国で共同して捕鯨しておりますが、これはあまり大きな企業ではありませんので、それほど鯨の保存には大きな影響はございません。ただ問題は、ソ連と日本のとり方でございます。

も数千頭か、二、三千頭しかいないと言われておられます。これらは非常に少なくなりましたので捕獲禁止ということになつておる。各国が大体守つてゐるわけでござります。

残る鯨の資源としては、いまとつておりますのはナガスクジラ、さらには、イワシクジラとかミンク、タリクジラとかいろいろなものがありますが、その種類のイワシクジラ、歯のあるマッコウクジラ、これが大体いわゆる商業捕鯨の対象になつております。もつと小さなツチクジラとかミンク、そういうものはとられておりますが、これはあります。資源もありませんが、捕獲頭数も非常に少ないのです、あまり問題になつておりません。その三つのクジラがいま一番問題になつております。このうちでも、ナガスクジラが一番その中で大きい。一番利用価値がござります。そういうことでナガスクジラが一番ねらわれますが、それがだんだん少くない、いま非常にあぶない方向に進んでおるわけでござります。

そこで、アメリカは、全部これをやめちまえ、十年間捕鯨を禁止したらよからうということを主張しまして、国連の会議の一つの部会の中に、それを決議として提案しているわけでござります。

うな、渡り鳥がどこでも自由に楽しく飛んでいくよう、そのような楽しい世の中をつくりたいということを、私は提案と申しますが、演説の草稿の中に加えてまいりたいと思いますが、それを強調してまいりたいと考えております。それから鯨の問題でございますが、これは、鯨を現在いわゆる商業、企業としてとつておりますのは、ソ連と日本だけでございます。その他は、あとわずかに局部的に、エスキモーであるとかアメリカの小さな島の住民であるとか、そういうようなのがとつておりますし、また別にペルーとチリとエクアドルでしたか、三つの国が集まりまして、これが、あまり大規模ではありませんが、そこで原始的な捕鯨をやっておるというのが大体世界の現状でございます。

それで、御承知のように鯨はいま非常に減りまして、絶滅に瀕しているものもあるのでござりますので、世界各国で鯨をとる場合に、いろいろ制限をいたしまして、捕獲禁止なり頭数の制限といふことをいたしておりますわけでございます。それをするのにいろいろな段階を経ておりまして、現在では国際捕鯨委員会という、大体十四カ国くらいでございますが、世界の、アメリカも入っております、イギリスも入っております、日本とかノルウェーとかソ連とか、そういうのも入っておりまして、そういうところでいろいろな規制を申し合はせてましてそれを守っているわけでございますが、その国際捕鯨委員会の内定に反対して脱退をしたのが、先ほど申しました南米三国でございます。これは、捕鯨委員会の規制は自分らに不当であるということで脱退しまして、独自で別に三国で共同して捕鯨しておりますが、これはあまり大きな企業ではありませんので、それほど鯨の保存には大きな影響はございません。ただ問題は、ソ連と日本のとり方でございます。

御承知のように鯨といふものは、日本やソ連なんというのは、あとからとり始めたのです。以前は、ノルウェーとかあるいはドイツとか、イギリスとかアメリカとか、そういう国がさんざんとり

本とが加わりましてやつておりまして、残ったのが二国でございまして、まるで鯨を絶滅させてるのが日本とソ連のような印象を与えておるのであります。これは非常に残念でございます。

それで、いろいろ種類がございますが、鯨のうちでも五種類、五つの大きなな鯨が捕獲禁止になつております。グリーンランードクジラ、これは數百頭しかおりません。セミクジラ、これもわずかしかおりません。それからコククジラというのは、これはアメリカの沿岸にいるのですが、その後保護しまして、非常にふえて大体一万頭ぐらいいるのかおりません。それからシロナガスクジラ、そうでございます。それからシロナガスクジラ、これも数千頭しか世界にはおりません。一番大きな鯨です。それからもう一つザトウクジラ、これも數千頭か、二、三千頭しかいないと言われておられます。これらは非常に少くなりましたので捕獲禁止ということになつておる。各國が大体守つているわけでございます。

残る鯨の資源としては、いまとつておりますのはナガスクジラ、さらには、イワシクジラとかミンク、タリクジラとかいろいろなものがありますが、その種類のイワシクジラ、歯のあるマッコウクジラ、これが大体いわゆる商業捕鯨の対象になつておられます。もっと小さなツチクジラとかミンク、そういうものはとられておりますが、これはあります。資源もありませんが、捕獲頭数也非常に少ないのです。あまり問題になつておりません。その三つのクジラがいま一番問題になつております。このうちでも、ナガスクジラが一番その中で大きいので、ナガスクジラが一番ねらわれますが、それがだんだんスクジラが一番ねらわれますが、それがだんだんこれを決議として提案しているわけでございます。

これに対し世界の国々はみな集まつて決議しましたが、そこに参りますのが、大体あまり鯨に専門的でない国が多いのです。ほとんどとつてない国が多いのですから。それでもしほやばやしてありますと、アメリカの提案が直ちに決議されることがあります。これは決議されても、必ずしも直接強い強制力がありませんけれども、しかし、そのような世界の国が決議した決議案に反しまして日本だけが、しかも国連が決議にはソ連が出ない公算が多いのでございまますから、日本だけが常にその決議を破つて捕鯨をしたということになりますと、世界的に非常に孤立をするおそれがございます。そういう意味で、この決議を何とかして別な形に変えなければならぬと、みんなで考えておるわけでございます。

その旨を、やはりそのような考え方方に修正する  
レン委員長ですか、公害関係の、この人にもぜひ  
協力してほしいので、手紙が参りましたが、返事  
として、このような日本の実態であるからこのよ  
うな修正に協力してほしいという返事を出してお  
りますが、そういうことでいまいるわけござい  
ます。これからもいろいろ努力いたしますが、そ  
のようだ、ただその年限を付しながらといふこと  
に問題があります。これには嚴重なやつぱり条件  
が要りますが、それは御承知のように、三つの条  
件がいま一番大事になつております。  
一つは、シロナガスクジラ換算ということをや  
めなければなりません。つまり、もとはシロナガ  
スクジラが一番大きな鯨でありまして、それを  
とつておりました。それを禁止したのであります  
から、ほかの鯨をとる場合には、シロナガス何頭  
分の許可をする、何頭とつてよろしいということ  
で、シロナガスクジラに換算してとつてているわけ  
です。たとえば、ナガスクジラは三頭でシロナガ  
スクジラ一頭に換算いたします。それからイワシ  
クジラは六頭でシロナガスクジラ一頭に換算して  
いる。ところが、実際は油とか肉とか、そういう  
ものを考へると、大体ナガスクジラ一・六頭でシ  
ロナガスクジラ一頭に当たる。それからイワシク  
ジラが三・五頭くらいで実際はシロナガス一頭に  
相当するのです。それを大きくしてあるんですね。  
ところが換算していくますから、どの種類を  
とってもかまわないのです、シロナガスクジラ一  
千頭なら一千頭という範囲内では。そうすると、  
一番大型のとりやすいものがねらわれます。そ  
ういうことでナガスクジラが一番ねらわれて、絶滅  
するおそれがある。

に、故意といえどもあるいは過失といえども、間違いをしでかさないよう國際監視員を乗せるということ、それから三番目には嚴重に資源の再検討をするという、こういうことが一番大事でございます。そういうことを条件として修正案を出してまいりたい、こう考へておる次第でござります。

それから海洋汚染でございますが、一話が長くなつてもよろしくどうぞいましょうか。

○委員長(加藤シヅエ君) はい。

○國務大臣(大石武一君) 長くなりますが、海洋汚染は世界的な問題でござります。これは今度の環境会議でも重大な議論の中心になると思います。ことに、けさの新聞を見ますと、特別に海洋汚染だけの問題で特別部会をつくるようなことがありますので、やはりこれは相当議論になりますと、一番の海洋汚染の元凶の代表は日本である、つまりはタンカーが一番多いですから、だらうということになりましたして、だいぶん苦しい立場に立たなければならぬだらうと思うでござります。

これにつきましても、私は海洋汚染を何とかして防止しなければならないということで、そのように演説の原稿を入れてあるわけでござりますが、その中で一番考えておりますのは、やはり海洋汚染の一番大きな問題は油であります。油の海洋汚染であります。廃油を捨てるということ、これは一番問題でございます。

私はその前に、日本海洋学会の会長である宇田道隆先生にもお目にかかりまして、いろいろと御意見を承りました。その結果得ました結論は、これは宇田先生も同じ主張でございますが、一番問題になりますのは、船から出る廃油、ビルジといいますか、それからタンクの中の、行くときはから船で参りますから、それを安定させるためのいわゆるバラスト水を入れますが、油で汚れておりますバラスト水を海に捨てますと、何百トンといふ油が一そな船から出るわけでござります。そういうバラスト水とビルジ、この二つが海を汚します。

には嚴重な規制をしなければならぬ。

そこで、いまでも日本の港に入ったタンカーをして他の船は、やはりそのような油の処理を港の中ですることを義務づけております。しかし、これはまだ、ほとんど無視されております。処理を義務づけられておりますが、全然無視されております。ですから、これは嚴重に守らせるようにしなければならぬと思います。つまり、日本の船であろうとアメリカの船であろうとイタリアの船であろうと、日本の港に入った以上は、全部港でビルジなりバラスト水を完全に処理する、きれいに洗う。そういう処理施設を港につくらなければなりませんし、処理しない限りは出港を認めない、これくらいの嚴重な規制をしなければ、とうてい日本近海の油の汚染を防ぐことはできません。そういうことで、このような考え方をひとつその中で主張しようと、こう考えておるわけでござります。

すいぶん長くなりましたが、このようなことで行つてまいりたいと考えております。

○委員長(加藤シヅエ君) ちょっとと委員長から関連で、いまの御答弁に対してもござりますが、捕鯨の件で、ソ連はこの会議に出席しないわけでござりますね。

○國務大臣(大石武一君) しない公算が多い。おそらくしないかもしません。

○委員長(加藤シヅエ君) もし日本だけが捕鯨の問題で矢面に立たされたて、そして監視員を乗せるというようなことをきめた場合は、ソ連が出席していくなかつたら、監視員の問題はどういうことになりますか。

○國務大臣(大石武一君) それは、私はアメリカのトレインに返事をしたのは、監視員を乗せるとは日本一国だけでも実行するということを申しております。そのことは業界にも約束してござります。

これはこの前、御承知のようにきまりまして、ソ連の船には日本の監視員を、日本の船にはソ連

の監視員を乗せることがきまりまして、そ  
ういう形でいま進んでおるようございます。こ  
れは監視員でございますが、考えてみれば、悪い  
たとえありますけれども、どうぼう同士がお互  
いに監視するようなもので（笑声）そういう形に  
見られるがちなものですから、もう少し正確な国際  
監視員を乗せることが大事だらう、そう考えてお  
ります。

○田口長治郎君 関連。いまの油の問題でござい  
ますが、御承知のようにアラビアその他は、油槽  
がきれいでなければ入港させないということにき  
まつておるので。したがつて日本から行つた船  
は、アラビア付近に着くまでにきれいに油槽を掃  
除をしてしまつて入港しなければならない、こう  
いうたてまえになつておる。それから日本のほう  
は、いま長官が言われたように、油槽をきれいに  
しなければ出港できないといふ、それが実行でき  
ればいいのですけれども、全然実行できないので  
す。それでも、原油を揚げてしまつたらすぐに  
出港してしまう。したがつて太平洋、インド洋を  
航海中に油をそつくり捨てていつて、アラビアに  
着くまでにはきれいにしてしまわなければなら  
ぬ、こういうような実態になつております。  
日本はどうして実行できないか、これを調べて  
みますと、船舶公団その他で油処理の施設を陸上  
につくつておる。したがつて五万トン、十万トン  
の船を、そうちつてそこに着けるわけにも  
いかないので、この点やむを得ない実情にありま  
いわんですね。

そこで、法律も制定しなければなりませんが、  
現実にそうちつて油槽をきれいにする燃油設  
備をする、こういうことを考へた場合におきまし  
ては、やっぱり船舶に燃油設備をつくりまして、  
そして原油を積みおろした船の横にそうちの船  
を着けて、ビルジその他をそうちのほうに移す。  
こういう、船に燃油設備をするということが絶対  
に必要なものでございますから、これは二千トン

があるいは千五百トンくらいの船でもいいと思ひ  
ますがね、この船を建造する奨励を、ぜひひと  
つやつてもらいたいと思います。  
それから国際的には、一つ困りますのは、海洋  
の汚染防止法という国際的な法律がありますが、  
この法律は実はざる法になつておりますと、この  
法律を見てみますと、一〇〇PPM以下のもので  
あれば一海里走る間に六十リットルの水を捨てて  
いいと、こういうことになつておるわけなんで  
す。したがつて、監視をする者も何もいなきこと  
ころで、そういうような法律ですから、その途中で  
どんどん捨てもだれも見ていないし、これを嚴  
格に、一〇〇PPMのもので一海里走るのに六十  
リットルと、これだけを厳格にやってくれるとい  
いんですけれども、そこに抜け道があるためにそ  
れがどうも実行できない。

こういうようなことになつておりますから、こ  
の国際法にも今度の会議で何とかそのうち触れて  
いただいて、世界中でそういう抜け道を国際的に  
とめてしまうというよりな、そういう方法をひと  
つお考え願わなければ、なかなかこの油の問題は  
むずかしいと思ひますから、国内的にはタンカー  
に燃油設備をつくる、国際的には、この法律のさ  
るのところを何とかとめる方法を研究していただき  
たいと思います。

以上でございます。

○國務大臣(大石武一君) ありがとうございます。

た。

○加藤進君 この前の法案の趣旨説明では、長官  
は「絶滅のおそれのある特殊鳥類について、その  
保護繁殖をはかることは重要かつ緊急を要する」、  
こういうふうにおっしゃいました。それから日本米  
渡り鳥条約の第六条によりましても、絶滅のおそ  
れのある、保護しなくてはならない鳥類の「環境  
保護繁殖をはかる」という義務づけがなされておる  
うに努める」、こういう義務づけがなされると思ひ  
ます。

と思ひます。

そこで私は最初にお尋ねをしたいのは、この法  
案でいう「絶滅のおそれのある鳥類」として二十

八種類ですね、沖縄を含めますから二十八種類を  
指定されたわけありますけれども、この二十八  
種類の特殊な、絶滅のおそれのある鳥類につい  
て、その生息地の環境保全のために、環境庁はど  
ういう対策と手立てを講じられようとしておら  
れるのか、その点を簡潔にまずお尋ねしたいと思  
います。

○政府委員(首尾木一君) 環境保護につきまして  
は、現在の鳥類保護及狩猟ニ関スル法律に基づき  
ます鳥類保護区の設定、さらに鳥類保護区の中  
における鳥類特別保護地区の設定ということを通じ  
まして、その環境の保護といふものを基本的には  
かってまいりたい、かよう考へております。  
○加藤進君 概略の話だけお聞きしておきまし  
て質問に移りますが、そこで、今度復帰いたしまし  
た沖縄県では、二十八種類の特殊鳥類の中で、そ  
の四分の一にあたる七種類の貴重な鳥類が生息を  
しております。特にその中でもノグチゲラとい  
う鳥類は、これはもう世界でただ一つしかない貴  
重な珍鳥だといふことも、もう世間でもよく知  
つておるところだと思います。

○加藤進君 そういう七種類の鳥類の中で、沖縄の最南端の  
島、西表島には、私の拾つてみましたところ、四  
種類の特殊の鳥類が生息しております。カンムリ  
ワシ、ヤエヤマシロガシラ、ウスアカヒゲ、ヨナ  
クニカラスバトですね、こういう四種類の鳥類が  
生息している。いわば、その生活環境をでかけるだ  
け手厚く保全してやらなくてはならぬ地域だと思  
います。そこで、この貴重な鳥類の生息しておる  
環境がどうなつておるのか、この地域の鳥類の環  
境保全のために、今日どのような具体的な措置が  
とられておるのか、その点をお尋ねしたいと思ひ  
ます。

○政府委員(首尾木一君) 西表につきましては、  
これは非常に貴重な原生林が全島に残つておりま  
す。現在、その全島の約三分の一の面積にあたり  
ます約一万ヘクタールでございますが、これが国  
立公園地域に設定を、ごく最近されました。政府  
立公園とということに指定をされまして、復帰と同  
時に国立公園になつたところでございます。した  
がいまして、国立公園でございますから、そ  
ういったようなところの自然の保護といふものは、  
専門の学者諸君が警告しておるわけでございます  
けれども、林野庁は、先ほど申し上げましたよう  
な鳥類の自然環境の保全といふ立場に立つて、こ  
ういう計画を今後とも從来どおり進めていかれる  
気なのかどうか、この点をお尋ねしたいと思いま  
す。

○政府委員(福田省一君) 現在、西表島の面積は  
先生御指摘のように二万七千八十七ヘクタールご  
ざいまして、このうち国有林が二万四千七百二十  
ヘクタールございます。九二%が国有林になつ

ております、あとは民地でございます。この二  
万四千七百二十七ヘクタールの国有林のうち、國  
立公園としまして自然保護を重点に除外した面積  
は九千二百九十二ヘクタール、約四割でございま  
す。これは主として山岳地帯を中心にして、四割の、  
自然を主とした国立公園として保存されるわけで  
ござります。それから、ただいま御指摘のござい  
ました八重山との部分林の契約をいたしておりま  
すところ、これは九千八百四十七ヘクタールでござ  
いますので、やはり約四割でござります。大  
体、国立公園を取り巻いた里山に近い地帯が主に  
なつておるものでございます。その他五千五百八  
十八ヘクタールというものは保安林であるとか、  
あるいは保護林であるとか、あるいは地元の人たち  
が利用します農用林、あるいは開拓地とか、こ  
ういうものになつておるものでございます。  
実は、御指摘の八重山開拓株式会社との間に部  
分林の契約ができましたのは、当初が、先生十分  
御承知かと思いますが、一万八千ヘクタールで  
あつたのでござります。この一万八千ヘクタール  
の部分林の契約は、もとの琉球政府との契約でござ  
いますが、昭和二十八年にできたものでござい  
ます。これは、この中から水源涵養保安林である  
とか、あるいは禁獵区であるとか、風致林その他  
の保安林、こういったものを約五千ヘクタール除  
外しまして、昭和四十五年には一万三千ヘクタール  
に部分林が減つて來ております。で、今度は九  
千八百ヘクタールに変更されましたのでございま  
すけれども、一万三千ヘクタールから、やはりい  
ま申し上げました国立公園を指定されますため  
に、それを重点的に取り上げたためでございま  
す。だいぶ会社の面積が、当初の一萬八千から九  
千八百ですから、約半分に実は減らしたわけでござ  
ります。

す。こういふ人たちのことも考えていかなければならぬと思うわけでございまして、最小限度にしぼたのではござりますけれども、部分林契約でございまして、琉球政府から引き継ぎまして、こちらと八重山開発との間に——これは伐採しますところは里山ですから、質の悪い木でございます。これを切つたあとは、松その他のいい木を植えていくという計画のものでございます。一応ただいまのところでは、きめました計画に従つて続行してまいりたい、かように考えておるところでござります。

○加藤進君 これからのこと私も聞いたわけですが、これからも、いままでどおりの契約に基づいて、年間二百ヘクタールにも及ぶような山を全部切るわけでござりますから、これはもう、一部を残すといふようなことはなしに全部、皆伐といふうな方式をとっていくのであって、これは林野庁の方も、こういう方式は本土ではほとんどないよくな状態で進められている、こう言っておられるような事態を、今後とも林野庁としては認め推し進められる気がどうか、これをお聞きしたい。

○政府委員(福田省一君) 今度は沖縄が日本に復帰したわけでござります。日本全国につきましては、この二月に、森林の伐採方法につきましては、従来のような木材の増産を重視した能率主義の大面積皆伐ということはやめるという方針にいたでござります。伐採するに際しましても、一カ所の伐採面積は最高限度二十ヘクタール、しかもその周囲にはできるだけ天然林を残す、そういうことによりまして、日本国土の全伐採面積は約百万ヘクタール減少することにいたしたのでござります。そういう大きな方針を定めたのでござりますが、沖縄が返つてまいりますれば、やはりこういう原則の中で沖縄の森林計画も考えていかなければならぬ、かように思うわけでございま

林につきましても同じような考え方の方でいきたいたいと思つております。この場合は部分林でございまして、お互いに契約のいきさつもござります。しかし、ただいま申し上げましたような方針に従つて、国土の保全を考えながら、そういう方針に従つて慎重に対処してまいりたいというふうに考えております。

○加藤進君 私も現地に行きたいとは思つておりますけれども、まだその機会を得ません。しかし、実際の地図を見て私も驚いているわけでござりますけれども、ここに朱線を引いてあるところが国立公園ですね。なぜ一体国立公園が、この島の中で、こんなに入り組んだところを残してわざわざ指定されたのかということに対し、非常な疑問を感じざるを得ないわけであります。

これと、いうのも、沖縄における新聞、あるいは沖縄の政府関係のこれまでの言明によりますと、それはもう八重山開発との間の皆伐といふ方式を認めて、そうしてそれをどんどん進めていく、進めていくつて、余ったところをまあ何とかといふことで、これが国立公園の指定区域に入れられた。こういうふうに期せずしていわれているわけでございまして、これでは、皆伐は遠慮なくやらせる、やらせたあとをとにかく保存していく、これは私は眞の自然保護でもなく、また眞にこれを国立公園としてりっぱに守りながら、そこに生息する鳥類その他の貴重なものを持つていく方法ではない、私はそら感じざるを得ないわけでございます。

そこで私は、ただ私だけの言い分ではないに、現に昭和四十五年三月に、政府、厚生省の沖縄自然公園調査團、これができるりますね。これに加わられた自然保護審議会の委員である横浜国立大学の宮脇助教授は、こう言っております。これは現地を十分に視察されたあとの声明でござりますけれども、「日本民族の最後の『郷土の森』が破壊されている。西表島の原生林は、現在、森林皆伐と自然の聖域の中を縱断しようとしている林道建設によつて大規模な破壊がすすんでいる」。これは、

七〇年十月五日の朝日新聞にもこのことが出ております。こういう訴えが出ておるわけでありま  
す。また、琉球大学の学長である高良鉄夫さんは、林相は破壊され、有益鳥獸は減少しつつある  
と警告しております。

こういう現象に対しで今日、最も私たちが守ら  
なくてはならない重要な特殊鳥類、その四種類が  
少なくとも生息しておる地域なんありますか  
ら、私たちが法案審議するにあたって、このよう  
な鳥類を真に保護していくためにどのよろな手だ  
てをしっかりと持つていかなければならぬのか、こ  
ういうことを私ははつきりしなければならぬ。  
私はこの際、環境庁長官に、従来どおりのやり方  
ではなく、もつとゆっくり十分に御調査をいただ  
いて、この環境の保全のために万全の措置を講じ  
ていただきながら、渡り鳥条約の趣旨も、また  
今度の法律の趣旨も死んでしまうといつても言い  
過ぎではないような感じがするわけでございま  
す。その点、環境庁長官の御所見を伺いたいと思  
います。

○國務大臣(大石武一君) 私は、この国有林、國  
立公園に編入するに際しまして、実は西表を一ペ  
ん見たいと思っておりました。そこで、なかなか國  
会の都合があるので参られませんので、五月初めの  
連休を利用して参る予定を立てまして、その旨を  
一応屋良主席に申し入れたのであります。まこと  
に申しあわねないけれども、いまはどうにもこう  
にも復帰の事務に忙殺されまして手が出ません、  
まことに恐縮ですが復帰が終わつたあとにゆつ  
くりお迎えいたしますから、そのときに来ていた  
だきたいという返事がありますと、沖縄をまだ見  
かねております。見ておりませんから、あまりそ  
うなことを申せませんけれども、できるだけ  
広い範囲を保護する、国立公園に入れるというこ  
とで、十分に自然保護局を督励いたしまして努力  
してまいりまして、ようやく一万へクタールに近  
いものが確保されたようなわけでございます。

質問をお聞きしますと、大体問題は、川沿いや  
海岸にはえておりますマングローブの自然林と

か、あと、その中にある原生林もございませんが、そういうものを中心にしておりますので、非常に入り組んだ形になっているのは、一つはそのようなマングローブ林、こういうものをよく保存するという意味で入り組んだ形になっているわけござります。大体は、おっしゃるとおり原生林としてまだ残っている部分を入れてあるようではあります。それ以外の地域は、いろいろと畑ができたいは権利があるわけです。あれは一応権利がありましてから、できるだけ、先ほどの林野庁長官のお話のように面積を減らしてまいりましたが、ある程度権利を持っておりますから、いま直ちに取り上げるわけにはまいりませんでしようが、そういうことで、とりあえず一万町歩のものを確保したわけでございます。

その中に林道ができましたのは、これは残念であります。ですけれども、これは山中総務長官が向こうへ行って、彼も初めこういう道路に反対しておつたそうです。ところが、現地に行つてみま

して、現地の住民のいろいろな要望、そういうものについて彼も負けまして、非常に経済的にもいろんな不便であるといふことに負けまして林道をつくることにきめたということをございまして、

大体が大部分でき上がっておるところであります。ただ、あのまん中を通るわけですから、私も残念に思います。

ですけれども、あの林道を考えてみると、それからまた自然保護局にもいろいろ話を聞いたの

ですが、あの道路が一本できましても、あそこの何千台も通つて往復するはずはなかろうと思います。まあ何十台かの車が向こうの部落とこっちの部落をつなぐだけで、その程度ならばそれほど

の、排気ガスによる破壊も防げるだろうといたど、ある幅だけは大事にしまして、そのところをこれは一応認めざるを得ない現実であると、こ

う思いました。

そのほかにもいろいろ地域を聞いております

が、まだまだ多少拾いあげられそうな感じがいたします。そういうことで、できるだけ面積を広げますが、面積を広げるよりも、内容をひとつ充実いたしたいということで、ほんとうの厳密な保護ができるような方法でやつていきたいと考えております。

○加藤進君 この問題につきましては最後に申し上げますが、宮脇助教授がさらに次のよくなこと

を警告しております。

それは、木材伐採は、各種の有機物が豊富に含

まれている土壤を直射日光にさらし、有機物を消

滅させ、PHを変化させ、さらに、雨による表土

の流出を促進している。そして、ついには母岩ま

で露出する状態になつたと、こう言っておるわけ

でございまして、今日までの状況、昭和四十五年

の現状においてこのよくな事態が警告されてお

るわけでございます。

今度、本土復帰を実現した今日でございまして

で、ひとつ環境長官といたしまして、この現

地の実情をあらためて十分に調査検討されまし

て、あるいは国立公園の指定区域につきまして

も、ひとつ従来の考え方ととらわれないで、新し

い観点から再検討していくたく御用意があるかど

うかということをまずお伺いします。

さらに林野庁長官には、今まで続けてきたよ

うな伐採、皆伐にひとしいような伐採のやり方に

よつてこの状態が現出したのだから、この状態は

もはや放置できないという立場に立つなら、この

伐採計画について、十分の自然保護の配慮を加え

て再検討をさせる、再検討する、こういう御用意が

あるかどうか。その点、両長官からお伺いします。

○國務大臣(大石武一君) この貴重な資源を守る

ためには、あらゆる努力をいたしたいと思いま

す。必要な、強い規制が要るならば、いろいろな

抵抗もありますけれども、そういうものを適宜排

除して、そして厳重な保護ができるような行政を

強力に進めてまいります。

○政府委員(福田省一君) 先ほど申し上げました

ように、森林に対する經營の方針としましては、

なっておりますので、その鳥獣保護区の管理、さ

が、自然保護を重点として考えてまいりたいことを

します。

申しあげたわけでございます。

沖縄が幸い本土復

帰しまして、十分現地を調査する等の努力をいた

しました結果、十分、ただいま申し上げました趣

旨に沿うでいきますように検討してまいりたい

と、かように考えております。

○加藤進君 環境庁と林野庁との関係を、この問

題の改善を通して、ひとつお互いに協力し合える

状態に促進してもらいたいということを、ます

言つておきたい。

次に、特に沖縄本島の北部地帯に生息しておる

ノグチゲラについてでございますが、このノグチ

ゲラは、すでに五月十五日の復帰とともに、文化

府が特別天然記念物に指定されましたし、また、

沖縄県では、これを県の鳥だと定めて、非常に愛

好し、また尊重しているということは御存じのと

おりであります。

ところが、この鳥がいまや絶滅に瀕しつつある

と、こういう事態になつておることがまさに重要

だと思いますが、このノグチゲラが危険な事態に

立ち至つているということについての御認識をひ

とり承りたいと思ひますけれども、どのような状

態がこのノグチゲラの生息する地域一帯にいま起

こりつあるか、この点の御所見を承りたいと思

います。

○政府委員(首尾木一君) 沖縄本島の北部にノグ

チゲラの生息地があるわけでございますが、これ

につきましては、正確な実態調査の資料といふも

のを、私どもただいま手元に持つております。

今後、その問題につきましては十分調査を、復帰

いたしましたものでござりますから、これは早急

にやりたいといふうに考えております。

しかし、北部のおもな生息地につきましては、

これは沖縄政府下においてすでに鳥獣保護区の設

定がされておりまして、復帰と同時に、経過措置

法によりまして、わが国の鳥獣保護及狩猟ニ閣ス

なっておりますので、その鳥獣保護区の管理、さ

らに先ほども申し上げましたような特別保護地区

の設定といつたようなことに今後努力をしてまい

りたいと、かように考えております。

○加藤進君 まだ実態を十分に掌握しておられな

ができるような方法でやつていきたいと考えてお

るわけでございます。

○加藤進君 この問題につきましては最後に申し

上げますが、宮脇助教授がさらに次のよくなこと

と、かように考えております。

沖縄県の調査によりますと、このノグチゲラの

生息地である北部山岳地帯一帯には、森林面積と

して一万三千六百六十六ヘクタールがあつて、そ

のうち、アメリカの海兵隊演習地は八千六百九

八ヘクタール、陸軍演習地は千九百五十三ヘク

タールになつております。全森林面積のうち、ア

メリカ軍の演習地の占める割合は七七・九%なん

です。これが私は実態でありますし、せつかく特

別保護地区までつくられたところが、いわばアメ

リカ軍の演習の空砲がどんどん目標として撃ち込

まれている、そういう地域になつておるという

こと、この点までは私はよもや御存じないはずは

ないと思ひましたけれども、御存じないでしょ

うか。

ところが、この鳥がいまや絶滅に瀕しつつある

と、こういう事態になつておることがまさに重要

だと思いますが、このノグチゲラが危険な事態に

立ち至つているということについての御認識をひ

とりであります。

ところが、この鳥がいまや絶滅に瀕しつつある

と、こういう事態になつておることがまさに重要

だと思いますが、このノグチゲラが危険な事態に

立ち至つているということについての御認識をひ

とりであります。

○加藤進君 ここには、ペトナム侵略の悪名高い

チゲラの生息地があるわけでございますが、これ

につきましては、正確な実態調査の資料といふも

のを、私どもただいま手元に持つております。

今後、その問題につきましては十分調査を、復帰

いたしましたものでござりますから、これは早急

にやりたいといふうに考えております。

しかし、北部のおもな生息地につきましては、

これは沖縄政府下においてすでに鳥獣保護区の設

定がされておりまして、復帰と同時に、経過措置

法によりまして、わが国の鳥獣保護及狩猟ニ閣ス

なっておりますので、その鳥獣保護区の管理、さ

らに先ほども申し上げましたような特別保護地区

の設定といつたようなことに今後努力をしてまい

りたいと、かように考えております。

○加藤進君 まだ実態を十分に掌握しておられな

ができるような方法でやつていきたいと考えてお

るわけでございます。

○加藤進君 この問題につきましては最後に申し

上げますが、宮脇助教授がさらに次のよくなこと

と、かように考えております。

沖縄県の調査によりますと、このノグチゲラの

生息地である北部山岳地帯一帯には、森林面積と

して一万三千六百六十六ヘクタールがあつて、そ

のうち、アメリカの海兵隊演習地は八千六百九

八ヘクタール、陸軍演習地は千九百五十三ヘク

タールになつております。全森林面積のうち、ア

メリカ軍の演習地の占める割合は七七・九%なん

です。これが私は実態でありますし、せつかく特

別保護地区までつくられたところが、いわばアメ

リカ軍の演習の空砲がどんどん目標として撃ち込

まれている、そういう地域になつておるという

こと、この点までは私はよもや御存じないはずは

ないと思ひましたけれども、御存じないでしょ

うか。

○加藤進君 ここには、ペトナム侵略の悪名高い

チゲラの生息地があるわけでございますが、これ

につきましては、正確な実態調査の資料といふも

のを、私どもただいま手元に持つております。

今後、その問題につきましては十分調査を、復帰

いたしましたものでござりますから、これは早急

にやりたいといふうに考えております。

しかし、北部のおもな生息地につきましては、

これは沖縄政府下においてすでに鳥獣保護区の設

定がされておりまして、復帰と同時に、経過措置

法によりまして、わが国の鳥獣保護及狩猟ニ閣ス

なっておりますので、その鳥獣保護区の管理、さ

らに先ほども申し上げましたような特別保護地区

の設定といつたようなことに今後努力をしてまい

りたいと、かように考えております。

○加藤進君 まだ実態を十分に掌握しておられな

ができるような方法でやつていきたいと考えてお

るわけでございます。

○加藤進君 この問題につきましては最後に申し

上げますが、宮脇助教授がさらに次のよくなこと

と、かのように考えております。

沖縄県の調査によりますと、このノグチゲラの

生息地である北部山岳地帯一帯には、森林面積と

して一万三千六百六十六ヘクタールがあつて、そ

のうち、アメリカの海兵隊演習地は八千六百九

八ヘクタール、陸軍演習地は千九百五十三ヘク

タールになつております。全森林面積のうち、ア

メリカ軍の演習地の占める割合は七七・九%なん

です。これが私は実態でありますし、せつかく特

別保護地区までつくられたところが、いわばアメ

リカ軍の演習の空砲がどんどん目標として撃ち込

まれている、そういう地域になつておるという

こと、この点までは私はよもや御存じないはずは

ないと思ひましたけれども、御存じないでしょ

うか。

○加藤進君 ここには、ペトナム侵略の悪名高い

チゲラの生息地があるわけでございますが、これ

につきましては、正確な実態調査の資料といふも

のを、私どもただいま手元に持つております。

今後、その問題につきましては十分調査を、復帰

いたしましたものでござりますから、これは早急

にやりたいといふうに考えております。

しかし、北部のおもな生息地につきましては、

これは沖縄政府下においてすでに鳥獣保護区の設

定がされておりまして、復帰と同時に、経過措置

法によりまして、わが国の鳥獣保護及狩猟ニ閣ス

なっておりますので、その鳥獣保護区の管理、さ

らに先ほども申し上げましたような特別保護地区

の設定といつたようなことに今後努力をしてまい

りたいと、かように考えております。

○加藤進君 まだ実態を十分に掌握しておられな

ができるような方法でやつていきたいと考えてお

るわけでございます。

○加藤進君 この問題につきましては最後に申し

上げますが、宮脇助教授がさらに次のよくなこと

と、かのように考えております。

沖縄県の調査によりますと、このノグチゲラの

生息地である北部山岳地帯一帯には、森林面積と

して一万三千六百六十六ヘクタールがあつて、そ

のうち、アメリカの海兵隊演習地は八千六百九

八ヘクタール、陸軍演習地は千九百五十三ヘク

タールになつております。全森林面積のうち、ア

メリカ軍の演習地の占める割合は七七・九%なん

です。これが私は実態でありますし、せつかく特

別保護地区までつくられたところが、いわばアメ

リカ軍の演習の空砲がどんどん目標として撃ち込

まれている、そういう地域になつておるという

こと、この点までは私はよもや御存じないはずは

ないと思ひましたけれども、御存じないでしょ

うか。

○加藤進君 ここには、ペトナム侵略の悪名高い

チゲラの生息地があるわけでございますが、これ

につきましては、正確な実態調査の資料といふも

○説明員(橋石一雄君) いま御質問のありました

ことにつきましては、事情をまだ十分に承知しておませんが、幸い復帰後に、沖縄のほうに那覇防衛施設事務所ができまして相当大人数が参ります

ので、今後十分な調査を行なおうと思いますが、

現在わかつております段階におきましては、いま先生おっしゃいますよんなとのらち、若干のものが行なわれないと聞いておりますが、りゅう弾砲の空砲射撃につきましては、これは承知しておりません。それから小火器の、小銃弾の射撃につきましては、北部訓練場の南部のほうで若干やつておられるということは聞いております。

○加藤進君 されど、一昨年のことでござりますけれども、アメリカ軍のこのよしな演習に対して、有名な国際鳥類保護連合といふ団体がこれに抗議をした、そしてついに米軍さえ実弾射撃を中止している。こういう事態については防衛庁も御存じでしようか。

○説明員(橋石一雄君) そのよしな状態については承知しておりますが、中止になつたはずでござります。

○加藤進君 きょうの会も近く、実弾射撃演習が行なわれることを心配して、防衛庁に実弾演習をしないよしな要望書を出すということが出ていま

す。私がここでお聞きしたいのは、防衛庁としては、この米軍の演習地をいわば共同使用して、ここで射撃演習を自衛隊として行なうという計画があつて、この点をお尋ねしたいと思いま

す。

○説明員(薩山昭二君) 自衛隊としては、今まで指摘の個所において共同使用して、射撃演習をするという計画はございません。

○加藤進君 ないですか。そうしますと、ここで今後、実弾演習等を行なうということは防衛庁と見ては考えていない、こう理解していいですか。

○説明員(薩山昭二君) 自衛隊に関しましては、そういう計画を持つておりません。

○加藤進君 そこで長官にお尋ねしたいと思うのですけれども、このノグチゲラについては、ユネスコでさえ、貴重な鳥であるから十分に保護すべ

きだという勧告が出されていますね。それから、沖縄県では県の鳥として愛護しようとしている。その生息の現地が、まさに米軍の演習地として日本区さえ設定されている。こういう状態でいえば、夜大砲の音をとどろかしている、ゲリラ演習が行なわれている。しかもここは国有林、特別保護地区と定められている。だから、このままでは、

日米渡り鳥条約の趣旨からいつもあるいは今同成立させようとしておられるこの本法案の趣旨からいつても、このよしな事態を環境庁としては黙って見過ごされるのか、それとも、何らかの規制措置をこれに対し行なおうとしておられるのか、その点を私はお聞きしたいと思います。

○加藤進君 最後にもう一つ、重ねて防衛庁にお尋ねしますけれども、去る五月二日の琉球新報にありますと、防衛庁は、沖縄の復帰後、ノグチゲラ特に日米渡り鳥条約は、日本とアメリカとの間の義務を要求する条約だと思います。したがつてアメリカの政府にも営々と、ノグチゲラを守るのは軍に抗議するほどの問題でござりますから、環境庁といたしましてもこのよしな事態に対して、アメリカの立場に立つ、はつきりしめます。

○説明員(橋石一雄君) そのよしな状態についても、日本野鳥の会も近く、実弾射撃演習が行なわれることを心配して、防衛庁に実弾演習をしないよしな要望書を出すということが出ていま

す。私がここでお聞きしたいのは、防衛庁としては、このよしな大事な自然環境を保全するためには、あらゆる努力をいたします。できる限りどこ

かの出発物に、そうちした計画があるのではないかといふ推測がなされたことは、承知はいたしております。さらに四月二十八日の沖縄タイムス、五

月二日の琉球新報に、先生御指摘のような記事が載っておりますけれども、防衛庁は、農林省に対してそのよしな寒弾射撃演習地にしたいといふ申入れをしたことなどございませんし、また、この

地域について防衛庁が共同使用の計画といいますか、そういうものは一切、東村高江地区でござりますが、そういう計画は全く持つておりません。

○説明員(橋石一雄君) それで、ひつと強く訴えられて、日米渡り鳥条約

等々の中止処置をとられるように、ひとつ重ねて長官にお願いしたいと思います。重ねて御所信をお願いします。

○國務大臣(大石武一君) まだわれわれは実態がわかつておりませんから、至急その実態を調査いたします。その結果、そのような要求が必要ならば、そのような要求をいたします。

○委員長(加藤シヅエ君) 時間でござりますから、そのような要求をいたしました。

○加藤進君 最後にもう一つ、重ねて防衛庁にお尋ねしますけれども、去る五月二日の琉球新報によると、防衛庁は、沖縄の復帰後、ノグチゲラの生息地である米軍演習地内の森林で、一〇五ミリりゅう弾砲などの実弾射撃を行なう計画を立てている。こういう記事が出ております。こういうことに對して、防衛庁ははたしてこの記事どおりのことを考えておられるのか、いや、そういうことは事実間違いであつて、決してそのよしなことは、いまもないし、今後もやる用意はない、やる計画はない、こういうことでしたら、その点をひとつ明確にこの機会に述べていただきたいと思います。

○説明員(薩山昭二君) その北部演習場地域の自衛隊の使用の問題につきましては、防衛庁としては当初から、こういう地域に演習を考え、復帰後においてもこれを検討の対象とするということは、作業としてもやつておりません。ただ、幾つかの出版物に、そうちした計画があるのではないかといふ推測がなされたことは、承知はいたしております。さらに四月二十八日の沖縄タイムス、五

月二日の琉球新報に、先生御指摘のような記事が載っておりますけれども、防衛庁は、農林省に対してそのよしな寒弾射撃演習地にしたいといふ申入れをしたことなどございませんし、また、この地域について防衛庁が共同使用の計画といいますか、そういうものは一切、東村高江地区でござりますが、そういう計画は全く持つておりません。

○加藤進君 これで質問を終わります。

○委員長(加藤シヅエ君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○伊東真君 私は、ただいま可決されました特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に對し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共产党、五党共同提案の附帯決議案を提出いたしました。

○委員長(加藤シヅエ君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○伊東真君 私は、ただいま可決された特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に對し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共产党、五党共同提案の附帯決議案を提出いたしました。

○説明員(橋石一雄君) 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の実施にあたつては、渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類の共

同研究計画および保存対策に万全の措置を行なうとともに、関係各國との間に於て同種の公害対策の徹底及び原生林の大面積皆伐、鳥類の生息に悪影響のある除草剤の空中散布の規制の検討その他自然環境保全対策の推進

等により、鳥類の生息環境の十分な保全を期する二点。

午後二時四分休憩

午後二時十七分開会

### 三 渡り鳥の生息に必要な干潟の保存確保につ

#### 四 鳥類保護に関する行政を強化するための組

緑のあり方並びに鳥類保護の積極的な推進をはかるため環境庁の附属機関として特殊鳥類の人工飼育施設を含めた研究所の設置を検討すること。

五　鳥獸保護に関する、青少年を対象とする学校教育に正規のカリキュラムを織り込むことを検討すること。  
右決議する。

各位の御賛同をお願い申し上げたいと思いま  
す。  
○委員長(加藤シヅエ君)　ただいま伊部君から提  
出されました附帯決議案を議題とし、採決を行な  
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤シヅエ君) 全会一致と認めます。

もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大石環境庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを

○國務大臣(大石武一君) 許します。大石環境庁長官。

つきましては、その御趣旨を十分に尊重いたします  
して、善処いたします。

○委員長(加藤シツエ君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、即興議題であります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よう決定いたします。  
午後三時から再開いたします。暫時休憩いたします。

その、問題のドラムかんでござりますが、これは四月二十四日にその土地を埋め戻しました際に、基礎の裏側に埋め込まれたということでおお

に継続観察の必要はないというのが、診断の結果  
ということになっております。

査の結果でござります。

○伊部真君 この工事などあつて いま説明されま

なお、急のためにはその作業に従事しておりますが、つきましては、五月二十三日に、広島県の竹原市忠海町の國家公務員共済組合忠海病院で検診をしてみました。それは十三名の土木工事作業員の検診を行なつておりますが、その受診者のうち、七名につきましては特別に異状の所見がない。で、その他の六名の方であります。これは先ほども申し上げました水槽の取りこわし作業の際に、くしゃみ、目の痛み、それから涙、それからいまで言いましたかぶれたというような症状があつたと訴えがありましたけれども、その原因がはたして毒ガスによるものか、その他の刺激物によるものかは、断定できないという状況になつております。なお、症状があつたと訴えた六名の方であります。現在は特別の所見がないので、特

事をする監督者としては当然に知る、もしくはその疑いをかけて作業をしていかなければならぬと思ふんです。そういう準備がなかつたということなんでしょうか。その点はどうですか。

○政府委員(首尾木一君) ただいまお話をありました入院中の方の事故でございますが、これは、現に毒ガス工場として行なわれていた際の従業者の傷害でございまして、大久野島につきましては、その後、毒ガス工場のあと処理の問題をやつております。その後さらに二、三回にわたりまして、毒ガスの残存の状況について調査をいたしております。

私どもとしましては、これは十分こここの毒ガスという問題については処理をされたというふうに考えておったわけでございますが、まあそういう

て、その作業に当たつた方が、その後かぶれたといつて、四月二十五日から二十七日の三日間、作業を休まれたということであります。しかし、特に医者には行つておられない。二十七日から作業に出たいといっておりましたが、ほかの従業員が旅行に出たため、五月二日から作業に従事して今日に至っておりますが、特にその後、かぶれ、発しん、そういうたよなことはありませんが、現在においては異常がないというようなことでござります。

ますと、いま説明がありました忠海町の行武院長の話によると、認定患者百人が、いわゆる毒ガスが原因で十年間の間に死亡されて、現在でも十人が入院中だというふうに言われておりますが、そうしますと、この事実は環境庁のほうでもお聞きになつていますか。

○政府委員(首尾木一君) 聞いております。

○伊部真君 そうすると、これは因果関係からみると、その周囲に毒ガスがあつて、あるいはその薬品がそういう變いがあるといふことは、ほん

なお、急のためにその作業に従事しております者につきまして、五月二十三日に、広島県の竹原市忠海町の國家公務員共済組合忠海病院で検診をしてみました。それには十三名の土木工事業者の検診を行なつておりますが、その受診者のうち、七名につきましては特別に異状の所見がない。で、その他の六名の方であります。これは先ほど申し上げました水槽の取りこわし作業の際に、くしゃみ、目の痛み、それから涙、それからまいまいきましたかぶれたというような症状があつたと訴えがありましたけれども、その原因がおたして毒ガスによるものか、その他の中敷物によるものか、その他の原因か

事をする監督者としては当然に知る、もしくはその疑いをかけて作業をしていかなければならぬと思ふんです。そういう準備がなかつたということなんでしょうか。その点はどうですか。

○政府委員(首尾木一君)　ただいまお話をありますした入院中の方の事故でございますが、これは、現に毒ガス工場として行なわれていた際の従業者の傷害でございまして、大久野島につきましては、その後、毒ガス工場のあと処理の問題をやつております。その後さらに二、三回にわたりまして、毒ガスの残存の状況について調査をいたしております。

卷之三

点がございますか。一般的に申し上げまして、これは、もとそりつたような毒ガスをやつたところでもあり、その後においても二、三回にわたりまして、催涙性のガスでありますとかそういうふうな、毒性は弱いものでありますけれども、そういうものが発見されたといふような事実もありますので、やはり工事をする際には、そういうふうなことについて十分配慮をすべきものであつたというふうに考えておるわけでございまして、実は、この工事は国の工事でございますが、県に委託をして行なつておるわけでございまして、県においても、大久野島の工事につきましては、そういうふうな過去の事情もわかつておることでありますから、さういったよだんな点についての十分な、事前のそういう注意というものがなかつたということにつきましては、これは遺憾なことです。あつたというふうに考えておるわけでございます。

しかも、そういう非常に心配な變へき状態で、これが少しの間違いでもあれば、身体の傷害はもちろんであります。命まで影響するような状態であるのに、これが毒ガスであるのかどうかわからぬ、あるいはそういう危険な状態であるかどうかという点については十分承知をしていないというのは、どうもおかしな話なんですね。これは当然、市のほうから要請もあつたし、状況としては、戦争中にそういう立場があつて危険な状態であるということがわかつておれば、当然に国としては処置をすべきだと思うのです。

私はこの問題について、まずそういう場合の責任について明らかにしてもらいたいと思います。これはどこの省の所管ですか。

○政府委員(小澤太郎君) その責任と申しますと、どうしたことか、ちょっとと……。現在の国民休暇村になつておりますそこの管理の責任なんか、毒物を処理したその責任なんか、責任にもいろいろありますから、どちらをお尋ねのことか、お聞きをしたいと思います。

○伊部眞君 この問題は、単に大久野島だけではなしに、大分その他にも出ているわけですね。この毒ガスの処理、あるいは毒ガスがこういう状態になつておるということ、それから起きる問題についての処理、それからそういう調査、事前にその毒ガスの災害が起きないような処置をしなければいかぬと思います。私は、いずれの所管がやられるとか、よくわかりませんが、当然その所管は、調査なり、そういう被害が起きる前に管理をしていかなければならぬことだと思うのであります。その責任はどこが持つのですか。

○政府委員(小澤太郎君) いろいろの場合があると思いますが、戦時中のそういう毒物、毒ガス等の製造をやっておったもの、それは戦後アメリカ軍によって接収されまして、アメリカ軍の手によつて処理されたものもございます。あるいはまた日本軍の手によつて処理されたものも、

いろいろあると思ひます。  
いまおっしゃるのは、その処理をしたことの責  
任なのか、処理したもののは危険防止のた  
めの責任はだれが持つのか、こういう、このどち  
らかと思いますが、おそらく後者の意味だと思う  
のですが、そこでございますか  
○伊部真君 私は、処理をするとか管理するとか  
いうことが主体ではなしに、これで被害が出た  
ら、当然これは國の責任だと思いますね。被害が  
出れば、そうでしよう。これは、普通の工場から  
排出をされているような毒物劇物なら、それは排  
出者の責任ということになりますが、しかし  
し、少なくとも戦争中の毒ガスの処理というものの  
をしたのは、國がやつたのでしょうか。國がやつ  
たわけでしょう。國の責任でやつたわけでしょ  
う、それは米軍がやろうが、どこがやろうが。し  
たがって、その処理をした政府としては、どこが  
所管をしてそういう問題について責任を持つのか  
ということですね、それを私は聞いているわけで  
す。

○政府委員(小澤太郎君) だんだんよくわかりま  
したが、たとえばこの大久野島のことく、國民休  
暇村として現在環境庁が所管いたしております。  
そこで毒物が出て人体に被害を起す、こういう  
ことになりますと、これはやはり管理している者  
の責任である、こういふことは明確に言えるわけ  
であります。しかし、いろいろ多様性があります  
から、たとえば海の底に沈んでいるもの、これを  
だれが責任を持つか。これは遺憾ながら私どもの  
所管ではございません。結局、政府の責任には達  
しないのでありますて、政府部内でどこが責任を  
持つかといふと、これは内閣が責任を持つべきと  
ころだ。ただし、それが海上保安庁の業務の範囲  
内に属するならば、海上保安庁が責任を持つ。こ  
ういうふうに、それぞれの態様によって、管理して  
おる者、管理の責任がある者が責任を持つ、こう  
いうふうに考えていいのじやないかと、このよう  
に思います。

しますが、少なくとも大久野島のことき、国民休暇村として環境庁が現在管理しておりますものにつきましては、環境庁が責任を持つてこれに当たるということだけは明確でございます。

○伊部真君 どうもそれでは、國民の側にとつては、これはどこへ文句を言つていいのか、わからなくなってしまふんですがね。たとえば、きょうの新聞でしたか、別府湾にも毒ガスが投棄されていて、それは、海上保安庁がそれを知つて、そして防衛庁と相談をして両方が処理をするというふうになつたようですが、私は別の委員会で海上保安庁を呼んでこれを聞こうと思っているんです。事情については、大分のほうは海上保安庁ですね。それで、こつちの大久野島は環境庁ですね。どうもその辺がよくわからぬわけですが、いずれにしても、被害が起きたら國民はどこへ責任を持つていつたらいいのか。これは当然、補償問題その他のが起きてくると思います。したがつて、処理をする責任というのは、國民自身がその被害を受けたときにはどこへ持つていくのか。だれが責任を持つてくれるのか。そういう補償問題だと、あるいは診療その他がありますね、そういうのはどこがまずやるのか。

それからもう一つは、こういう危険な状態といふものが方々で出てきますと、これは私は、二十数年前にそういう毒薬、毒ガスの処理をしたときに、たとえばドラムかんに入れたとしましたら、二十数年たつと、かなり腐食をして流れてくるといふ時期ではないかと思うんですね。その薬が水の中から出てきて、毒素が消えてしまふのなら心配ないのですけれども、そうでなくて、これが海水浴のところへ流れてくるということになると、たいへんなことになりますね。しかも新聞で報じているのでは、たいへんな劇場で、そのときには気がつかなくとも、後にびらんをする、筋肉までびらんをするといふよくな、命までなくなるといふようなことでしょ。

そうすると、一つには、被害が起きたときの責任はどうするのか。それからもう一つは、こうい

う状態が出ておるが、これに対する掌握、調査をし、そして事前にこれを防止するという対策をとらなければいけませんね。この二つは、どこが所管をして、どういうふうにやられるというのか。私ども、その所管がどうもよくわからぬわけであります。ですから環境庁に聞くわけですが、政府としてこの点はどうお考えになつていますか。

○政府委員(小澤太郎君) 政府、まあ内閣総理大臣が全責任を負うわけありますから、それぞれ、つかつかさに従つて、所管に従つて、その事態に応じて責任を負うたてまえになつておるわけでございまして、環境庁の所管しておるところでその問題が起つればもちろん環境庁、海上保安庁の所管しておるところで問題があれば海上保安庁、こういうことにそれぞれ責任は分担をいたすわけでございますが、これは政府の責任であることは間違いないのです。こういうふうに考えていいのぢやないかと思います。これを一貫してどこで全部責任を負うということができるのかどうか。もちろん、内閣総理大臣が責任を負うことには当然でございまして、それぞれの所管に分けられて、責任を持つておるところでこの責任を分担する、こういうことになる。当然そうなると思うのですがね。

○伊部真君 それでは聞ききますけれども、その所

管の区分といふのは、どういうふうに分けておられるのになりますか。たまたまそこで見つかったところ、それが海だつたら海上保安庁で、陸だつたら環境庁なのか。その所管区分というのはどうしたことなのか。

○政府委員(小澤太郎君) それは、御承知のよう

に各省設置法によってそれそれの所管がきめられています。たとえば自然公園の中とか、あるいはこのような国民休暇村のところとか、こういうものは環境庁の所管でございますから、一切責任を負う。で、海上の交通の問題とか、そういうものにつきましては、海上保安庁が、それそれの設置法に従つて所管する。こういうことは明確になつております。そして、いづれの省にも所属せざるものに

ついては、これは内閣の總理府が所管するといふ形になつておりますから、先生のお話のように、それがどうも私わからぬのですが、そりじゃなく総括的にどこの所管に配分するかということになりますれば、内閣においてこれをきめるべき問題だと思います。明らかなものは、きめていたくまでもなく、それぞれの所管に従つてこれの責任を負うということは当然でございます。私は与えられた時間がなくなつたのですが、これは見つかつたところが所管だというのがどうも私わからぬのですが、そりじゃなくそれは当然本来からいえ、たとえば劇物なり毒物なら厚生省とかというふうに、その内容によつてあれれるのぢやないですか、出どころによつてじやなくて、ただ私が非常に不明確なのは、この場合は陸軍第一造兵廠がつくつたもの、しかかも国が終戦のときに処理したことですから、だからこれが取り扱いとしてはわざややだ。いまもある所管省がやつてゐるから、これはもとがそりいら状態だから、非常に所管があややだ。文句なしにそこへ持つていかなければならぬわけですが、その点がちよつと理解ができないので、もう一へんはつきりしてもらいたい。

○政府委員(小澤太郎君) 私は、見つかつたところが所管するとは初めから申しておりません。そりとも私は言つてゐると食い違があるわけですが、私はその意味で言つてゐるのぢやないんです。その島で起きた事件だからそこでやるというのは、これは取り扱いとしてはわかるのですよ。しかし、毒ガスの被害が起きて、あるいは被害を事前になくするというための処置なんかは、これは一貫してやらなきゃいかぬのぢやないですか。そういうことや、それから被害者が出たときの世話は、これは当然一ヵ所で、厚生省なら厚生省、環境庁なら環境庁が取り扱つて、そしょうけれども、そういう意味で環境庁がこのことについて責任を持って行なわれるのか、あるいは厚生省が行なわれるのか。そういう点を申し上げておるわけです。

○政府委員(首尾木一君) 今回の事件につきましては、これは先ほどから政務次官が申し上げておるように、休暇村において生じた問題でございまして、休暇村と一つの營造物でございまますので、休暇村と一つの營造物でございまます、国有地でもございますので、これを管理する私どものほうで、この問題について最終的に責任を持つて処理をしたい、こういうことでございまして、技術的な方法といたしましては、当然防衛省にも協力を依頼し、また厚生省関係では、毒劇物についての専門でありますところの衛生試験所の援助も受けて、これを実際問題としてはそういう形で処理いたしたい、かような考え方でござります。

一般的な所管という問題につきましては、実はたとえば不発弾の処理等につきましては、自衛隊法によつて明確にこの処理についての所管がきめられておりますが、この毒ガス問題につきましては、そういうたよな根拠規定は現在ございません。この大久野島は環境庁が所管している島でございますから、これは環境庁が責任を負う。こうありますから、これは環境庁が責任を負う。こうだと思います。明らかなものは、きめていたくまでもなく、それぞれの所管に従つてこれの責任を負うということは当然でございます。たまたまそこでこのようないふことございます。たまたまそこでこのようないふことが起きたのでありますから、その調査、今後の処置などは環境庁が責任を持つて行なう、こういうことになるわけでござります。

○伊部真君 どうも私の言つてゐると食い違があるわけですが、私はその意味で言つてゐるのぢやないんです。その島で起きた事件だからそこでやるというのは、これは取り扱いとしてはわかるのですよ。しかし、毒ガスの被害が起きて、あるいは被害を事前になくするというための処置なんかは、これは一貫してやらなきゃいかぬのぢやないですか。そういうことや、それから被害者が出たときの世話は、これは当然一ヵ所で、厚生省なら厚生省、環境庁なら環境庁が取り扱つて、そしょうけれども、そういう意味で環境庁がこのことについて責任を持つて行なわれるのか、あるいは厚生省が行なわれるのか。そういう点を申し上げておるわけです。

○政府委員(首尾木一君) 今回の事件につきましては、これは先ほどから政務次官が申し上げておるように、休暇村において生じた問題でございまして、休暇村と一つの營造物でございまますので、休暇村と一つの營造物でございまます、国有地でもございますので、これを管理する私どものほうで、この問題について最終的に責任を持つて処理をしたい、こういうことでございま思ひます。したがつてその点は、内容的には、もう時間がありませんから私申し上げませんが、少しあるいは疑いのある地域の調査をし、そしてそれに対する対策もしなければならないし、あるいは処理をしなければならぬでしょう。こういう点は、やはりこういうふうに具体的に、大分で、それに対する対策もしなければならないし、あるいは廣島でというふうに出た以上は、政府として調査をしその処理をしていく、どこかで一貫してやられるということが至当ではなかろうかと思います。したがつてその点は、内容的には、もう時間がありませんから私申し上げませんが、少なくとも内閣のほうで、これに対する対策を早急に提出していかなければいけないというふうに要望しておきますが、一応見解をいただいて質問を終ります。

○政府委員(小澤太郎君) もとより、先生の御意見のとおりであります。それぞれの責任を持つた役所がござります。これを統括する内閣において、この予防なり、あるいはそういうものの排除なり、あるいは事後の処理なり、こういうものはそれぞれ責任ある場所において行なうというたまえ、これは積極的に進めなければなりませんし、また、そなければならないことなんでありまして、はたしてだれが手を下してやるかという責任の問題は、内閣において適当にこれは配分し

なければならないません。所管がそれぞれはつきりしているものはその所管で大いにやりますし、はつきりしないものは、これはやはり設置法によつて、総理府においてその所管をきめ、こういう処置をしなければなりませんが、海上保安庁においてやつておる場合、あるいは水産庁において、漁民が非常に困つておるような状態でやつておる場合、こういうものもございます。ですから、とにかく政府が何らかの形で、だれかの手において必ずこれをやるという体制を進めていくということは、もとより必要でございますし、そういうふうにしなければならぬと、こう思つております。その所管がわからぬからどうにもならぬといふことでは絶対にあり得ない、そうしてはならない、こう思つております。

○伊部真君 私、打ち切るつもりだったのですけれども重ねて。

私が言つているのは、やはりこういう状態が発生したら、それに対する調査だとか対策だとかといふものは、どこかではつきり国民の前でとらなければいけないかねと思いますね。そういう意味で、私は環境庁なら環境庁のほうで調査して、そしてこれはこういうふうにしたということを国民の前に明らかにするような、何か機会を持つてもうよううにひとつお願ひをします。

○政府委員(小澤太郎君) この大久野島につきましても、たびたび申し上げましたように、環境庁が全責任をもつてこれに当たつておる、また、当たりつもりでござります。そういうふうな意味で申し上げておるわけであります。

○松永忠二君 お尋ねいたします。

中央公害対策審議会は、悪臭物質の規制の基準を答申をして、五月三十一日から悪臭防止法の施行令の基準として適用していくといふようなことになつたようですが、これについて、実効がすぐ期待できないのではないかと、こういう心配が出てることは事実であります。

具体的に言えば、八条二項の改善勧告といふのは、規制の基準が設けられてから一年後でなければだめだ。また、規制の地域については都道府県知事が定めて、その一年後でなければ、たとえば改善の命令は出していかれないというような問題がある。あるいは排出の水については、不明の点が多いから残されている、これらの問題は、究明を待つて行なうんだというようなことが言われているのですね。あるいはまた、特に養豚とか養鶏場の施設全体から悪臭を発生するものは、きめ手となる臭気の計算方法がないから、適用をしばらく延ばすぞうというようなことであるとか。

悪臭の苦情というのは、騒音に次いで苦情全体の四分の一を占めている。自治体に対しても、昭和四十五年には苦情が約一万五千件出しているとう、この実態からかんがみて、この答申を実施しても実効が期待されないのでないかといふ国民の非常な心配について、環境庁はその点についてどういうふうな考え方を持っておられるのか、次官からひとつ聞かしてください。

○政府委員(小澤太郎君) この悪臭の防止、これの規制をする方法、手段、これは細案内のとおり世界でも初めてやることでございまして、したがって、遺憾ながら現在の測定技術等の科学的な試験が十分でないといふものがたくさんござります。そこで中公審にはかりまして、当面アンソニアとかメチルメルカプタンなど、五つの物質を政令でとりあえず規定したわけでございます。これは五つの物質でござりますけれども、悪臭として訴えられるものの非常に大きな部分を占めておるそうです。

なお、これでもちろん十分ではございませんから、さらに被害の実態の究明とか、測定の方法の開発等をいたしまして、逐次加えていきたいと、こういう方法をとつておるわけでございまして、これが最善であり、かつ最終の方法では毛頭ございません。

それと、またもう一つは、先ほど御指摘のように、直ちに実施するということが望ましいことで、

そういうことが十分でございませんので、やむを得ず若干の時間的猶予を与えまして、そうしてこの規制に対応するだけの施設をやらせる、こういうような考えに立つておるわけでござりますから、先生御指摘のとおり、いかにも何かこう、なまぬるいような感じがいたすわけでございます。もとより、そのことは私どもも痛感いたしております。まして、今後こういう問題につきましては、さらには技術開発、解明と、それからこれに対する防止の施設の整備等につきましても、くふうを加えましてやっていきたい、こういう態度でおる次第でございます。

○松永忠二君　いまお話をあつたやうだ、まあ、直ちにということでなしに非常に手ぬるいという感じを受けるという点については、同感されるいふる。そこで、その不安にこたえるためには、法律がこうなっているからこうだといふのではなくて、一体どういうことをやつていけばこの実効を期待ができると考えておられるのか、それの不安にこたえる道として一体どういう方法があるのかという、この点についてはどういうお考えでしょう。

○政府委員(山形操六君)　お答えいたします。

今回の政令できめました物質をきめます段階におきまして、やはりこれを規制手段として用いる場合には、各都道府県においてあるいは政令市において、そのチェックがきちんとできるかどうかという点が、一番大きなものになりましたのです。したがつて、主要な悪臭物質、十三物質ぐらいを押さないと実は思つたのでござりますが、その機械測定に基づく方法が、どうしても今回、とりあえず五つの物質にしか限らざるを得なかつたという点が一番大きな理由でございま

度を六段階に分け、それと、ガスクロマトグラフという機械を使って、その臭気強度とそれから悪臭物質のいわゆる何P.P.M.というのがきちんととそろえられるという、そのところに焦点を合わせましたので、これならば今後都道府県においてこれを十分チェックできる、規制措置の励行ができる。というところに焦点を合わせた結果でございました。これが今後の調査研究で、次々にほかの物質にもこの様態を整えることができるようになります。ましたならば、その辺の規制措置が十分整っています。

○松永忠二君 それはお話をとおりとして、十三の中でいま五つといふことで、十三ができるなかつたのは、言うとおり研究調査技術において開発ができなかつた、やむを得ずそういう措置になつたということですから、この残されたものについても早くひとつ測定のできるように、開発の努力をすることがまず第一点だと思うのですね。

しかし、それだけでは私は足らぬと思うのです。が、いま話に法律が出てきているように、規制地域といふものを早くきめなければだめだ。この規制地域がきまつてから、なおかつ一年たなれば、現実にどうもぐあいが悪いものを改善命令が出せないわけですから、まず規制地域といふものを早くきめるという指置をやっていくことが大事でしよう。そう考えてみると、仕事があるじゃないですか。

そうしてまた、いま各都道府県が公害防止条例をつくっているけれども、まだつくっていない県があるでしょう、防止条例を。その防止条例の中に入り臭といふものを規定をしている県は、全部ではない。これもやらなければならぬことだと思うのですね。その点では、すでに審議されている前段階で、宮城県あたりでその規制についての明確な措置が条例の中に出ていている。そういうことをまず取り急いでやつしていくことが必要じやないですか。

それからまた私は、できるだけこの段階で行政指導することが大事だと思うのですね。法律が、いわゆる法規制の実施というのはある一定の年限おくれたとしても、行政の指導をすること自体については、すでにこの悪臭防止法が制定されている以上、その指導がなされ、しかも改善命令は一年だけれども、いわゆる勧告についてはすぐできるということになるわけあります。

だから、単に十三物質について、残された物質について研究調査を進めるだけではなくて、それらの措置を明確にどんどんやつていかないと、さつきのお話のとおり騒音に次いで苦情の多いこの悪臭、せっかく期待をして、こういう法律ができ、基準ができることを待ちかねている国民の期待に沿うといふ意味においては、少しとの迫力が足らぬといふような感じが私たちにはするわけです。だからこりとう点について、やはり不満にこたえる道がある私は思うので、これらの点について明確に、努力をするかどうか、そういう点についての考え方を、政務次官、ひとつ決意のほどを聞かしてください。どういう一体措置を考えているのか。

○政府委員(小澤太郎君)

この指定の政令を、五月三十一日に施行することにいまきめております。したがいまして、はつきりいたしますので、行政指導をそれに従つて十分にやつていく。今まで行政指導はもちろんやつておりますけれども、はつきりした基準を求めておつたわけでございまして、今月の末日にこれが基準ができます。これに従つた行政指導をもとよりやるつもりでございます。さらに、いまお話をとおり、地方いろいろやっております条例等につきましても、この政令に従つた条例、これをつくつてめらう、あるいは不十分なものはこれに合わせてめらう、こういふものがこれからできるということになるわけでございます。

○松永忠二君

ひとつ、ぜひそれをお願いたします。

そこで、次に静岡県の富士宮市の富士フィルム

のフェノール公害といふものが住民から訴えられて、すでに環境庁に対しても数回にわたって書面が届けられている。これに対して迅速な回答がなされていないという点もありますけれども、この問題はまずおいて、一休・富士宮の富士フィルム、これは日本の国のレントゲンフィルムの六割以上をつくっている工場である。このレントゲンフィルムを製造する過程の中で、つまりフェノールのごとき公害が出てくるわけですが、一体このフェノール公害と、いう実情をどういうふうに把握されているのか、それをちょっとお話ししてください。

○政府委員(山形操六君)

御指摘の、富士フィルムのレントゲンフィルム製造工場からのフェノール類の排出といふ問題でござりますが、私どもこれは県のほうから事情を聞いて承知しております。が、その内容は、天候、風向によって住民が非常に臭気を感じておるという点でござります。

ただ、従来ここには悪臭防止に関する措置が十分に施されていなかつたのでござります。ちょうど昭和四十六年、昨年の八月にレントゲンフィルム製造工程の試運転を開始したのですが、この際、工場から一・五キロの範囲にわたつてフェノール類の悪臭の問題が出まして、非常に住民から苦情が出来まして、さつそく工場でフェノールの回収装置を設置したのが、ことしの一月からでございます。この設置で、約九五%のフェノールの回収には成功いたしました。臭気も非常に薄くなったり、影響も狹くなつたのでございますが、現在でもなお工場周辺では、風向きによつて継続的な臭氣を感じる、こういうふうな状況だということを承知しておるわけでござります。

○松永忠二君

その、いま問題が残つてゐるといふものでありますけれども、私も現地を、事実を見たわけですが、これには、苦情を受けた範囲が狭まつた感じだと。で、悪臭問題は依然として残つてゐるという、回収の能力というものの

が不足ではないか、こういうこと。それからまた、いまフィルムをつくる際の感光紙を原紙に密着させるために使つてるのは、フェノールだけではなくて、アセトン、メタノールも使つていて、これらも、アセトン、メタノールも使つていて、アセトン、メタノールの回収はやつてない。このにおいといふものは一体どうなつてゐるのか。それからまた、その次の問題としては、微量でもこれを長期に人体に、住民が吸収した場合には、住民の健康にどういう一体現実に被害が起るのかといふ、こういう問題が残つてゐるという事実があるわけです。

お話のよう、何かそれは向こうの言うことでありますよ、九五%回収したといふのは。そして回収をした後の、そのうちから煙突で放出をしておることは事実なんありますから、この問題が残つておる。こういう把握については明確にしておるのでしょうか。

○政府委員(山形操六君)

残つておるという事実は、私ども承知しております。

ただこのフェノール類に関しまして、今回悪臭防止法の政令の対象物質にどうしてもできなかつた理由につきまして申しますと、フェノール類は、わずか一PPM以下の濃度で臭気を感じるのですが、これが規定されているのだから、これはどれくらいの濃度をもつてやるという科学的な根拠をもつておられるわけですね。これは一体、いまのお話で五PPMといふようなことを、一体何の、どこの根拠をもつてそれをきめたのですか。それからまた、このフェノールだけではなくて、たくさん他の物質が規定されているのだから、これはどれくらいの濃度をもつてやるという科学的な根拠をもつておられるわけですね。これは一体、いまのお話で五PPMといふことを、どこの根拠をもつてそれをきめたのですか。ます一体フェノールの、特定物質に関する事故の際に、人の健康がおこなわれる、またそこなわれるおそがあると認めると、事故拡大、再発防止のため必要な措置を命ずることができると、いうように規定をされたい、こういう段階でござります。

○松永忠二君

フェノールについて、大気汚染防止法の第十七条に「特定物質に関する事故時の措置」ということで、特定有害物質として指定をされているわけですね。第十七条には、人の健康がそこなわれ、またはそこなわれるおそれがあると認めるとき、事故拡大、再発防止のため必要な措置を命ずることができると、いうように規定をされたい、こういう段階でござります。

○政府委員(山形操六君)

お答えいたします。

大気汚染防止法の特定物質に掲げておる物質は、先生御指摘のとおり、これはあくまで事故時の問題として、環境にこれが問題のあつたときとてここに並べておるわけでござります。これは一つ一つたとえばいま申し上げましたフェノールにつきましては、アメリカのほうの労働基準に基づきます数値、また日本における労働省関係の從業者のデータ等から、全部これは科学的根拠をもつてここにあげたものでござります。それは、フェノールについて私の承知しておりますのでは、アメリカのほうも日本のほうも、すべてこれは五PPMといふふうにきまつておるということを承知しております。

○松永忠二君　アメリカのその五PPMというの  
は、労働衛生の、環境衛生として五PPMをきめ  
ている。ソビエトは一PPMをきめているわけな  
いです。だから、そういうアメリカもきめていま  
すからといふお話をされけれども、日本で、自分で  
実験なり、科学的根拠をもつて一体きめたのかど  
うなのか。そういうようなことは一体議論をし  
て、またこの大気汚染防止法成立の際に述べられ  
ている十七条の関連の、いわゆる特定有害物質に  
ついての基準、人の健康をそよない、またはそ  
ういうおそれがあるというときは、何をもつて基準  
とするかということについて、科学的なデータを  
もつてそういうことをきめたのですか。それと  
も、よその国がきめているから、大体そんなところ  
にきめたらよからうというふうに考えたのです  
か。正直な話をひとつしてみてください。

何もそんな、何もかも準備ができてやつたわけ  
じゃないんだから、だから、率直に言つてやつたわけ  
のか。その辺、私がちよつと調べたところでは、  
国会でもこの議論が行なわれていないといふお話  
のようであります。それからまた、積極的なこの  
基準についての説明は政府からもなされていない  
ようだ。私は一通りいろんな人に依頼して調査し  
てもらいましたけれども、そういう状況のようであ  
るので、これはどこをとらまえてそういうことに  
したのか、こういう点を率直に話してみてください。

○政府委員(山形操六君)　大気汚染防止法に物質  
をいろいろ設定いたしました際は、先生御承知のと  
おり、当時厚生省のほうの関係だと思ひますが、  
生活環境審議会において、一つ一つの物質につい  
て国内のデータと諸外国のデータとの比較等を十  
分やって、検討を進めていったと私は承知してお  
ります。したがつて特定物質の中で、日本の国内  
のデータがもし手薄なものがあつたとしても、こ  
れは諸外国のデータと照らし合わせて、根拠を  
もつたものとしてここにあげたと私は承知してお  
ります。

そしてその特定物質は、あくまでその事故にお

いて大量発生したときの問題でございますから、それが人体に影響があるということを従来のデータできちんと、動植物の影響まできちんとわかつているものと、ないものとあります。が、少なくとも人體的なフェノールの問題について、私このきめました経過といふものをいまこまくここで承知しておませんが、ほかのいろいろなものも、みなそういう態度できめてきたと私は聞いておりますので、五PPMといふ問題につきましては、当然日本の労働衛生の問題と、アメリカのも五PPMになつておりますので、国内のデータがもし少ないとしたならば、諸外国のデータを照らし合わせてその数字をきめた、こういうふうに私は考えておるわけござります。

なおこの点の、前の経過につきましてはいまデータを持っておりませんが、十分調べて次の機会にお答えいたします。

○松永忠二君 そうなると、大量事故のときに出た場合が五PPMだとすれば、いまお話しのとおり、一PPMではちょっと測定をすることが、大気中にあってもできない。においては、そのところから非常に悪臭が出るということになると、この間の、急性毒性、急性中毒といふべき、肺とか心臓とかじん臓とかにいろいろな障害を起こすこととか、いろいろなことが出てくるわけですね。だからそういう点について明確な、これはソビエトでは一PPMにきめているわけなんですね、だから結局、こういう研究がなされていないということだと思うんですね。

それで、特にその点から要望して、答弁していただきたいことは、やはりこのフェノールについては、十三物質の中に入っていないけれども、できるだけ早く、いわゆる大気中に一PPMがあつても悪臭としておつてくるのに、その一PPMが技術的に測定できない。そういうことでは、対策なんというのは実際に実行できないわけであります。だから、こういう点についての研究と技術の開発をできるだけ早くやって、そしてフェノール自身の毒性というものについてももうすでに明

確になつてゐるわけなんだから、こういう点からいわゆる一步前進したそういう研究調査をして、早急にやる。そのための費用が一体あるのかないのか。この点を、一体やる用意があるのかないのか、これひとつ聞かしてください。

○政府委員(山形操六君) 御指摘のフェノール類、こういうものに関する基礎的な毒性問題、急性毒性、慢性毒性等は、十分に現在の医学で証明されていると私は確信しております。

ただ悪臭とのつながりになりますと、先ほど申しましたように悪臭防止法の対象は、なるべく健康の被害というようなところでなしに、悪臭といはずっと低いところで押さたいというのがねらいでござりますので、そうしてずっと低いところで測定方法を確立しようということで、いま一生懸命調査しておるところでござりますが、このフェノールのように、ごく微量で悪臭を感じてしまふようなものは、やはりどうしても低濃度の測定方法が確立いたしませんと悪臭の対象物質にあげることができませんので、そちらのほうの検討につきましては、本年度十分調査研究をやる予定になつております。

○松永忠三君 そろすると、今後の問題として何が残るかということを、ひとつお聞かせください。

そして、現に地元住民なり市は何を一体要望しているのか、これにどうこたえることができるのかという点で、今後のいわゆる富士フィルムのフェノール問題を中心的に、フェノール公害といふのはあまり各地でひんぱんにあるようではないのです。ありますし、しかもフィルムという関係になれば、富士フィルムというのは七割のいわゆるシェアを占めている会社であります。あるいはレンタルゲンフィルムについては大割以上を占めている会社ですから、ここでフェノール公害といふものが防止できるということになれば、大体他の地域でもそれは防止できるといふうになるわけであります。その意味からいって、私は日本におけるフェノール公害の問題を解決する一つの支点とし

てこの問題を取り上げて、そうしてこの要望にこたえていくことが大事だ。

そのため、いまお話をあつた一つの点としては、いわゆる毒性というよりはむしろ悪臭といふ意味の、低い段階でとらえることについての技術、調査研究が進んでいないから、これをできるだけ早い機会にことし手をつけてやっていただきたい。こういうことが一つの問題の解決になると思うのですが、その他の問題について何があるでしょうか、ひとつお考えを聞かしていただきたい。

○政府委員(山形操六君) その他の問題の一番大きな点は、やはり悪臭防止のための施設の改造だと私は思います。ただし、悪臭の防止に関するものは、いろいろな悪臭物質がまざっているものが非常にむずかしいのだそうです。ございまして、時間の経過とともにそれがまた新しいものをつくっていくといふ、アミノ酸関係の腐敗に属するものはなかなかやっかいだと聞いておりますが、このフェノールのことに関しましては、私も技術的にまだ十分知つておりますが、装置をやって約九五%の回収ができるということに成功いたしたのでございますから、あともう一息、もう少し防止技術の点において知恵を出せば、これはもう少し何とかなるのじやなかろうかというふうに考えております。その点に關しましては、いろいろの融資の方法もございますし、目下、悪臭防止対策に対する技術の面も着々と進行しておりますので、それらの点に關しましては、県ともよく相談して、適切に防止技術の点で満足がいくような処置をとらせていただきたいというふうに目下考えております。

○松永忠二君 それを私のほうが具体的に申し上げますと、市が言つていることは、市もいろいろな指導したけれども、法律上の基準、規制がないために、行き詰まりの状態だ。したがつて悪臭は指定をしたいけれども、結果的には、いま言つたような測定の研究が進まないので、指定ができないから進まないという状態なんだから、その研究をして、その上に立つてやはり悪臭物質として

指定をすると、これが一つ。そのための研究を進める二、三二三が一つだよ。

指定をするといふことが一つ。そのための研究を進めるといふことが一つでしよう。

よく読へるとあなたは御存じかもしませんが、  
フェノールといふものは非常に高価なものであつ  
て、回収することによつて非常に利益があるんで  
すよ、会社側が。だから極端なことをいへば、さつ  
きも言つたようにアセトンやメタノールの回収  
はやらないのにフェノールを回収するということと  
は、ある意味で申しますと、例の製紙工場の汚水  
の処理の、今まで有利なほうだけやってきたの  
と似ているわけなんです。だから、回収したフェ  
ノールが高価であるから非常に熱心になるといふ  
面も、ないとは言えない面があるわけです。回収  
すれば非常に高価なものが回収できるわけですから  
ら、相当進んできているのだから、この能力に不  
足はないのかどうか。六基つけてやつてあるけれ  
ども、煙突から出でてくる放出前のものをもう一回  
やるということはできないのかどうなのか、いわ  
ゆる吸収液の効率が低下をしてきてるのじやな  
いか、能力不足ではないか、そういう点が一つあ  
るわけです。これをやっぱり明確にして、なお出  
さないということを、いま現に出しているわけで  
すから、九五%というなら、残つたのはある意味  
では出しているわけですから、そういう面で、そ  
のフェノールの回収装置の完全化をはかつていく  
ということが、その次に考えられることである。  
それから、アセトンとメタノールの回収の研究  
を進めるべきであるということを、やはり指導を  
すべきではないのかというのが第三点です。

第四点としては、実はフェノールの回収装置か  
ら、残つたものを大気に放出をして、それを現に  
会社が一日に二回測定をしておるわけです。この  
放出の記録を県に提供し、地元に提出すべきだ。  
ところで一体、県は測定をしたのですか。こ  
れだけ悪臭があるといって、何とか測定してく  
と言われてゐるにもかかわらず、大気中にあるい  
わゆる濃度が測定できるかできないか、そういう

ことの測定を県自身がやつたことがあるんです  
か。あるいはまた、そのフェノールを放出してお  
る煙突から出てくるものを、工場が一日に二回検  
査しているのに、一体県は、これをやつたことがあ  
るんですね。まずその点をひとつ聞かしてください  
さい。一体、県自身がこういうことについて本気で  
に取り組んでいるのか。あるいはまた環境庁は、

さつき言うとおり、フェノールの回収装置から出てくる大気中の放出の記録を、やっぱり明確にておくといふことが大事ではないかということが第四の問題題であります。

と、かように考えております。  
それから特に私感じましたのは、九五%の回収  
ができるなら、それも最初試運転をしてから一年  
足らずの間に、施設をつくつたら九五%の回収が  
できるようになつた。いまの日本の技術なり、  
もつと一生懸命やれば、九五%が九八%にならぬ  
ことはないのではないか。ですから、おつしやつ

るんですかね。まずその点をひとつ聞かしてください。  
さい。一体、県自身がこういうことについて本気  
に取り組んでいるのか、あるいはまた環境庁は、  
県にそいうら測定を命じたのか。これをひとつ、  
まずちょっと聞かしてください。

○政府委員(山形操六君) 県のほうから再三、環  
境濃度を測定したいので指導してくれといふ申し  
出がございました。私ども、フェノールにつきま  
しては、先ほど申しましたように非常に微量でな  
ずかしいものですから、諸先生ともいろいろ知恵  
を出していただきまして、ともかく準備が整い次  
第ちよど明後日になりますが、五月二十五日から  
測定するということを方法を示して、県のほうの  
公害センターにおいてこれを実施するということ

それからその次の問題として、一体ここに働く  
ている労働者の身体検査はどうやっているのだ  
うか。これいま私も聞いてみたところが、春秋大  
二回やつてある。そういう、一年に二回しかや  
ないんだそうです。このフェノール問題について  
は、なかなかいきま言うとおり測定も困難であるし  
害についても、極端なものについてはわかつていて  
るけれども、常時それを吸収したらどういうこと  
になるんだろうかというような、そういうデータを  
少ないようであります。だから、特定の人を限つて  
やはり常時定期的に、身体検査をやっていくとい  
うくらいな配意はあるべきだと私は思う。こうい  
う点をひとつ指導をすべきではないか。やってく  
らなければならないかねのじやないか。

最後にもう一つは、工場の周辺の環境測定とい  
うものをやつてもらわなければいけない。煙突から出  
るところばかりやつておりますけれども、フェノ  
ールといふのは空気より三倍の重さを持つてお  
るわけであります。しかも、ここは富士フイルム  
のすぐ横に相当高い丘陵があるので、おおむね風

それから測定の問題は、先ほど申し上げました  
ように、さきょう先生から言わされたからあしたさ  
そく始めるというかところになつて、二十五日あ  
らというのはかつこう悪いですけれども、そろ  
じやなくて、初めからそういうような気持ちで具  
のほうは指導しております、明日から測定をさ  
ることにいたしております。

いろいろなことを、現に工場は一日に二度測定しているのだから、だからそれを指導してできないはずのことではないと私は思うんですね。しかも、私はいま言いましたけれども、何回か環境庁に書面がきておるんでしよう。そうしたら、環境庁のほうでも、測定してみなければそれが一体どうだかわからぬことと思うんですよ。測定を命じたのにかかわらず、県が迅速にやらなかつたという面が残っているように私も聞いているのだけれども、測定についてむずかしい面もあるけれども、これだけ周囲の者がいわゆる悪感を感じ、食欲がなくなり、非常に困るということを言っておる段階の中で、そのくらいのことをやるのはあたりまえのことだと思いますが、今度始めるというなら、

下へおりてきて、それが残っているから、現在にすこしも朝晩の食事などのときに非常に気持ちは悪い、食事が進まぬというようなことを、現に私たちの調査したときにも訴えていたわけです。だからいわゆる工場周辺の環境測定を、関係機関に依頼して行なうということをやつていかなければいけないのではないか。

こういういま私が羅列をした問題についてお考え方を聞くと一緒に、このことについて、次官としては今後どうして指導し明確にしていくのか、その決意のはどをひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(小澤太郎君) ただいま先生が幾つかあげになりました事柄、一々ごもつともでございまして、そのような措置を私どもやるべきだ

となるならば、その PPM がきまるまでに、やはり県と国と市が一体となつて行政指導を強め、やつしていく、こういうことがやはり必要だ、ここに思います。したがつて、そのような方向で、この分析方法ができるまで待てといふ気持ちではなくて、しかもおつしやるとおり、日本の六〇何九、いふシェアを持っておる工場だぞうでござんすから、これを一つのモデルとしまして強力な行政指導をやつていきたい、こう思うわけでござります。

○政府委員(山形樹介君) 政務次官のおいしらか  
かった点の一、二を補足いたしますと、職員の身  
本検査の問題に關しましては、二は労働衛生の

意味から、危機に瀕している埋蔵文化財を保存したいということの考え方が出ているのであります。

問題だと思いますが、労働省とよく相談いたしまして県を指導して、職員の呼吸器その他の慢性的な影響等についても十分処置ができるような対策が講ぜられるよう、よく指導していくたいと考えております。

それから工場の中ではなく、あるいは煙突の出口でなしに、環境の測定をやってみるとおっしゃることは、そのとおりでござります。確かにこれは、いきものがやつたのですが振れなかつたという事実がござりますけれども、しかし、それとこれと別に微量でも、いまはかり方いろいろ専門の先生に御指導いただきながら検討しておる最中でござりますから、工場の環境問題に関する測定は、さつく県を指導してやらしていく覚悟でございます。

そのほか、会社自身がやっています。課題等の提出等についても、十分原を指導して、私どもも一緒にになって調査研究に励みたいと、努力いたす所存でございます。

それじゃ次へ移りますが、次は伊場遺跡の問題であります。

これは広い意味でいえば、歴史的環境保全といふ問題であります。そしてそれが実は鉄道高架によって、伊場の遺跡に機関区、電車区を設置するということによって埋蔵文化財が破壊をされてしまうとしているという、こういう問題であります。この伊場遺跡そのものについての問題について、もう者古学の面では、一つの重要な課題としては、いま学者の間で周知されている事実であります。また、すでに新聞などでも一、三回取り上げられて、積極的ないわゆる歴史的環境保存といふ

意味から、危機に瀕している埋蔵文化財を保護したいということの考え方が出ているのです。伊場遺跡そのものの、埋蔵文化財としての価値についても、いろいろ問題については御承知でありますので、ちょっと触れることとして、この鉄道高架について、四十七年の二月七日に、建設大臣が鉄道高架事業の都市計画を認可した。しかし、この認可の中には、電車区を伊場につくるという事業は含んでいなかった。これはわれわれにも十分連絡があつて、これは都市計画事業の中に入っていたといふ。再三にわたる説明と確認の上に立つて、高架事業そのものは重要でありますので、それを推進するということになつたのですが、こういう点については、建設省として明確にそういう把握をしているのかどうか。

それからまた国鉄については、機関区と電車区の付帯事業を将来行なわなければできないけれども、これについて伊場遺跡の場所に設置を予定を立てているといふ。かつて予定をしておったわけですがれども、現段階において、この問題についてはどういう一体考え方を持っているのか。

文化庁としては、この伊場遺跡についてはどのような措置を今後やっていくかいろいろ考へておられる方を明らかにしていただきたいと思います。

○説明員（今野博君）お答えいたします。

辺の東海道線の鉄道高架事業に伴いまして、あるところでは、貨物ヤード、電留線、そういうものを西のほうに移設をするといふ、その移設費用に伊場遺跡がありまして、現在いろいろ関係者の間において調査中でございます。

御質問の点は、四十七年の二月に都市計画決定した際、あるいは三月三十一日に都市計画事業や認可をした際に、そういうことを把握して認可したものかという御質問だというふうに……。

○松永忠二君 指揮してじゃない。その事業を外されたものとして認可をされているのか。

○説明員(今野博君) 私どもが都市計画決定ならぬ都市計画事業の認可をいたします場合に、先ほど先生からお話をございましたように、電留線の持っていく場所でございますが、場所につきまして、その都市計画の決定なり事業の内容に入ります。これは都市計画決定なり都市計画事業の認可の線は、本線高架する部分でござります。それだけが都市計画決定の内容になつてございまして、いまお話をございました点は、事業としてそういうことがあるということでございます。そういう点もいろいろ現地からは十分に拝聴した上で、都市計画事業の認可をしたのでござります。

○松永忠二君 國鉄と文化庁。

○説明員(山田明吉君) いま建設省のほうからお

○政府委員(安達健二君) 文化庁いたしまして  
は入っておりません。その工事は当然必要でござりますけれども、それは都市計画の中に入  
るためには、現在の浜松駅の構内にあります電留場を移設しなければなりません。その工事を  
決していただきまして、したがつて、高架によって五キロを高架にする、その結果、大体踏  
切りが十五カ所除却できるわけでございまして、都市計画決定をしていただきましたのは、浜松駅を中心として五キロを高架にする、その結果、大体踏切りが十五カ所除却できるわけでございまして、都市計画決定をしていただきましたのは、浜松駅を中心として五キロを高架にする、その結果、大体踏

は、伊場遺跡の考古学的な意義といふものを十六点に分類して、その考古学的な評価に立ってそれを確かめた上で、その考古学的な評価に立ってそれを存するについての最終的な判断を下したい。こういうふうに基本的に考えておるわけでございまして、御案内のとおり、浜松市におかれまして、四月四十三年から本年の二月に至る間、三回学術的な調査が行なわれたわけでございまして、同時に、その発掘調査団に顧問会、懇談会がつくりられておりまして、その発掘調査の結果をまた顧問会に報告して、この問題についての評価を慎重に

る。トトロ」とで進んでおるわけでもないま  
す。

る。これがどうで進んでおるわけでござります。  
ところで、これまでの数次の調査結果によりますと、東のほうは弥生時代の集落あとであるといふことで、その範囲はほんまになつてしまつたわけでござります。ただ、現在残つておる遺構の保存状況があまり良好ではない、こういうものが東側のほうの状況でござります。同時に、西側のほうまいりますと、これは奈良時代を中心とするところの建物の遺構やみぞが出てまいつたわけでござりますが、同時に出てまいりました木簡、木の札と申しますか、木簡等に書かれておる記載内容からいたしめますと、これが奈良時代の郡衙のあとではないかというような推定もされていて、それでございますが、まだ正確なあるいはその遺跡がどこにあるのかという中心がまだわからぬいといふようなことでござります。  
そこでさらだ、この西側のほうの郡衙あとがと思われるところのものについて、第五次の調査を市におかれまして五月から八月にかけて行なうということでござりますので、私どもといたしましては、その第五次調査の結果と、そしてまたそのに対する懇談会と申しますか、顧問団の意見を十分お聞きした上で、この保存の問題についての最終的な判断をいたしたい、かように考えておるわけでござります。

そこで一体調査にあたつて、この前私この点を文部大臣に聞きましたが、文部大臣は、明年の調査については國も協力をしたいということを言つておられた。一体この今回の調査の費用はどのくらいかかり、また國の協力とは一体具体的に何をさしているのかと、いう点について、文化庁のほうから明瞭にしてください。

○政府委員(安達健二君) 調査の協力ということになりますと二つござります。

一つは、技術的で専門的な指導という問題でございまして、いろんな問題等につきまして、要請があつた場合に、現地に行きましたいろいろな助言をする。あるいはその判断等についての相談にあづかるというようなことが、一つの協力のあり方になるわけでございます。

第一の点は、発掘調査費用について補助をする

かどうかという問題でございます。これについて、実は私のほうでこれを補助をしないというふうを申しておりませんけれども、市のほうからは補助をしてもらいたいという要請が出ておりません。したがいまして、財政的な援助を、要請がないのに対するというわけにもまいりませんものですから、現在のところは補助をする意向は持つております。

○松永忠二君 それは、持つていないとあなた

がさしゃいけないし、そういうことを約束しているのになりますと二つございます。

○政府委員(安達健二君) これは補助金の性格に

よるわけでございまして、私のほうは、これを拒否する意向はないわけでございます。ただ、要請がましましておりませんのに、どうか受け取つてくれ下さいといふのは、補助金の性格からおかしいのではないかかといふようなことの意味で申し上げた

わけでございます。

○松永忠二君 わかりました。

そこで、この「文化財保護の現状と問題」といふ本を出しているのですが、この文書はまことにけしからぬと私は思ふんですよ。

実は、これはさつき話にも出た調査団、斎藤忠氏の調査への提言の中にこういふことが書いてあります。「もはや浜松に於ける遺跡であることにとどまらず、日本屈指の遺跡となり」「今後「伊場遺跡

を除いて日本古代史を論ずることはできない」と言われる程になつた」、郡衙址であると同時に、駅

家がそこに併設をされているのではなかろうかと

いうような考え方方が出たわけであります。

まだこれは明確にはなつていなければ、しかし文化財審議会の専門委員であり、団長である

斎藤氏がこういふことを明確に言つているのに、

これにはこういふことが書いてあるんですよ。「昭和四十三年二月電車区、機関区の移の移転先用地

として伊場遺跡を含む一帯の市有地を予定した。」

「本遺跡は県の指定物件であるが、本事業は静岡県の発展にかかる大事業であり、そのためには伊

場遺跡の破壊もやむを得ないが、その代り、調査には万全を期す、指定地の現状変更を行なうといふ措置をとつた。」と書いてある。

いつ一体「現状変更を行なうといふ措置」を県がとつたのか、県の遺跡の指定地であるのに、

もを得ないなんて、そんなことを一体、こういう

いままでの伊場のいろんな学術調査からいって、

連絡をし協力を求めて、國もまたそれとの間に協

議をして協力をしてもらいたい。またそうしなきゃいけないし、そういうことを約束しているの

に、やる氣がありませんなんて、そんなだめなことを言われたんじゃしようがない。

○政府委員(安達健二君) この資料は、問題になつていて、「問題点」と「処理」

というように分けて示しているわけでございま

す。それで、いまお読みになりましたのは、「問題

点」のほうでございまして、市の教育委員会がそ

ういうような方向をとつてやろうとした、というところでとめてあるわけです。それに対して「処

理」といたしまして、市教委は「四十四年六月から事前調査を開始した」ということで、むしろ

「遺跡の学問的不明確な点を解明する」というこ

とで、その調査の結果に基づいて保存を考慮する

ところであつたわけであります。

ですから経過的に見れば、「たんはそういうよ

うに市は思つたけれども、やはりいろんな意見も

あり、また運動等もあって、もう少し検討し調査

をする必要があるということで、保存を考慮する

という声明を出しまして、文化庁の指導によりま

して学術調査を継続中であると、こういうことで

ございまして、「問題点」と「処理」というのを

両方あわせて読んでいただければ御了承いただけ

るかと思ひます。

○松永忠二君 それではあなたに聞くが、一体

「指定地の現状変更を行なうといふ措置をとつた。」と書いてあるのは、いつとつたのか。

○政府委員(安達健二君) これは、ここにも書い

てございまして、現在東側のほうの一部が県

指定の遺跡になつてゐるわけです。国ではなく

て、県指定の遺跡になつてゐるというの御承知のとおりでござります。そこで市のほうの教育委員会では……。

○松永忠二君 市のことを言つておるんじやない。

○政府委員(安達健二君) 市の教育委員会が現状

変更の調査をすると、いふ申請を市の方に出した

いまままで、その当時に開かれていた。

どうしたことまでが、この「問題点」に書いてある

わけでございます。それでその「処理」として

は、さらに調査をしていくということで、学術調

査を文化庁の指導のもとに行なつておるという経

過だけを示してございますので、そういう意味で

ござります。

○松永忠二君 経過としても妥当じゃないでしょ

う。そんなことにいま固執する必要はないじゃな

いですか。當時としてはそういうことを、問題点

として指摘をされたかもしれぬけれども、いまの

段階で「伊場遺跡の破壊もやむを得ないが」とい

うようなことばを使えるですか。そんなたわいな

ことを言って、そんなことは、もう率直に、こ

ういうような時期もあつたけれども現段階ではこ

ういう時期でないということを言えばいいじゃな

いですか。そんなたわいなことを言わないで、問題

点としても妥当じゃないでしょ、このことばは。

片方には、もはや浜松の伊場遺跡は日本屈指の

遺跡といわれる。しかも「伊場遺跡を除いて日本

古代史を論ずることはできない」といつているの

に、片方は「破壊もやむを得ないが」という「そ

の代り」とかいうことを書いて、「指定地の現状変

更を行なう」という措置をとつた」というのは、県

の指定なら県がやらなければ、「行なう」という措

置をとつた」にならぬ。行なうようにしてほし

いことを市が要請したというなら、文章が違

うんじゃないですか。そんなだらぬことに固執

することはないんですよ。これが書かれた當時

は、あるいはこういふような状況判断をした場合

もあつたかもしれないけれども、現状では、これは

もうそういう状態ではないといふことを私は言つ

てはいるのであって、そんなことぐらいいに文化庁が

簡単に合意ができるといふことなら、あとのこ

とを書いてみたつてしまふがない。

○政府委員(安達健二君) ちょっと誤解があるか

と存じますが、これは昭和四十五年十一月に「文

化財保護の現状と問題」として出した資料でござ

いまして、その当時に開かれていた。

その当時に於ける問題点、処理を示したものでございます。したがいまして、現在はこういう状況にはなってないわけござります。それはもう御指摘のとおりでございます。ただ、経過はどう

然を守る、自然の環境の保全、それと文化的な遺産を持つてゐる歴史的環境保全、この三つが同時並行的に行なわれるということは、非常に重要なことだと私たちは考えているわけです。

備、これは住民生活の安定向上をはかるといふ意  
味を含めております。それでそういう二大目的の  
措置を行なうためには、國、地方團體及び民間の  
一体的協力が必要である、こういうことをはつきり  
申ししておりまして、この民間の一体的協力を保

いたしたわけでござりますが、これにつきましては、村民負担分が相当かかるわけでありますので、その村民の負担は全額を財団でまず持つといふことが一つ。

上げただけで、現在はまだこの考え方をとっています。というわけでは毛頭ございません。これはあくまで、先ほど申し上げましたように学術調査の結果に基づいて慎重なる最終的判断を下したい、こういうのがわれわれの考え方であります。

全という問題が非常に強く強調されているけれども、しかし私は、個人としては、文化的な遺産をも含んでいる歴史的環境保全こそ重要と考えていなければならぬし、また、これに力を入れていかなければならぬと思うので、そういう面について、飛鳥の歴史的環境保全の問題について、「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に

進するためには、財團法人の設立を要請する、こういう文言があるわけでござります。

そこで、これは昨年の四十六年度から始まつたわけでございまして、保存の点はこれは別といたしまして、國で行なつております予算上の点としては、河川、道路といったよな点、あるいは駐車場、それから國營公園、これは建設省の所管だつまつね、これらにつきましては、

地区になつてゐるところがござりますが、そこの学童、つまり小学校に行く者、幼稚園に行く者、これは、ここは特別地区なものでござりますが、これら、非常に細い道を、さびしい道を相当長距離歩くということで、その地方団体で通学のための車を雇いまして、それに乗せてやつてゐるということで相当負担がかかっているわけでござりますが、この香入山地区の学童、幼稚園児、これに付

た。あるいはまた文化財審議会とか歴史的風土審議会もそれぞれ答申をして、國が努力しているわけです。しかし、この飛鳥の歴史的環境保全については、実は一つ大きな問題の点があるといふ。

管でありますか  
ております。それからごみ処理、清掃関係であります  
が、これは厚生省の所管いたしておりま  
す。

これらは国あるいは公共団体等の関係でござい

する通学の車の手当に對する補助金を出す。これも地元の切なる要望があつたわけである。す。  
それからさらに、飛鳥の保存地区内に、昔ながら

じゃ表現が違つてゐるじゃないですか。  
○政府委員(安達健二君) 経過の点でございま  
す。文章の全体でござらんいただきますと、県の指  
定物件でござりますから、現状変更の認可を予する  
のは、県の取扱いを認めるにこよりつてござりません。

ふうにわれわれは考えているわけなんです。十分でない点が一つあるのではないか。

ですが、民間の、いわゆるただいま申し上げました財団法人の問題について簡単に申し上げますと、これも先生すでにもうよく御承知かと存じますが、昨年四十六年の四月一日に飛鳥保存財団といふものが設立いたされました、法的にも確立して、つづいて、今、こゝで上等より

らの大和風のわら屋根がまだ残っているわけですが、さいますが、そういうところが、いろいろ古くなつてまいりまして補修するにもなかなか、御承知のようにいまわら屋根のあきかえといふのはたいてんな金がかかるわけであります。そういう補修の費用、あるいはわら屋根を、もうとてもこれは

「現状変更を行なう」という措置を願い出たというのが実際の実情になるわけでございます。(つまづき) 県の史跡地の現状変更をして学術調査を行ないたいということを、県の教育委員会に申し出をしたということが書いてあるわけでございます。

定をしたものの中には「飛鳥地方における歴史的、風土及び文化財を保存し、住民生活の向上を図るためには、国、地方公共団体および民間の一体的協力が必要である」というようなことを言っていました。この点について、一体、かつてこの地で何があったのか、何があったのか。

たおもてでござります。いたします仕事に、宿泊研修施設とか総合案内所、そういったのは国の予算でできておりますが、独自の仕事といたしまして、おっしゃいましたような地域住民の生活向上に資する事業をきめこまかにやっていきたいということで、実は着手したわけでござります。先ほどの閣議決定にもござりますように、とにかく

持てないということで、かわらか何か、あるいはトタンにでもかえたたいことの希望がある。それに対しまして、やはりわら屋根を復元してもらいたいところで、そういう費用、これも村から出た御希望でございますが、そういうようなことがあります。

現状に合つたものではないといふんだから。これはそれでいいにいたしましょ。その点については、伊場の問題については積極的に市や県などとも協力を求めてまいりますから、ひとつせひ善処してもらいたいと思います。

民生という意味でどういうことをやつてきたのか、今後それをどうやっていこうとしているのか。まず、その点について総理府のほうからお聞かせ願いたいと思います。

うふともう開拓が完了するところでは、とにかく一体となって地元とやらなければならぬことで、地元にまずいろいろ御希望を聞かれてもらう。もちろん明日香村、それからそのすぐ周辺の町村もございます。それから奈良県に入っていたときまして、いろいろ協議を重ね、またいろいろの案を出しまして、究極的には、村、町

あるいは飛鳥川、御承知のように改修等いたしましたが、近ごろたくさんのお観光客がおいでになるものでござりますから、いろいろ川がよさされるという問題がございまして、その村で人を雇いまして、そういう川のよごれを、いろいろ投げられるものその他をちゃんと清掃しているわざでござりますが、そういうお手数費の補助金を

いて、総理府のほうから少しお話を伺いたいと用意してあります。

五年の十一月十八日には、いよいよ文化財保護法が施行され、その内容は、いよいよ文化財の保存に関する法律として、いよいよ実現されました。この法律は、文化財の保存に関する法律として、いよいよ実現されました。この法律は、文化財の保存に関する法律として、いよいよ実現されました。

の案が大体休憩ごろとまとまりまして、それでいま、昨年度として大体着手しましたものの簡単な申上げますと、村で単独事業で、國、県が行ないます以外に、村の中の道路の舗装事業をやることに

けでござりますが、そういう清掃費の補助金を出されといったような問題。

それから御承知のように、にわかにたくさん人がまいつたので、いま飛鳥ブームと言いますが、

やつてくるものでございますから、案内等のしるしその他もあるわけでござりますけれども、いろいろまちまちで、そのときそのときにつくつたようなもので不備になっているというようなことで、わからない場合にはもうみんな村の家に入つて、あとへ行くにはどう行つたらいいかといふうなことで、たいへんむづらわざることが多いわけでございまして、そういう施設の案内板といつたようなもの、あるいは指道標、それからさうなことで、たいへんむづらわざることも、必要なところで解説板といったようなものも、必要なところで設ける必要があるということで、これも地元の御希望でそういう補助金を出すことにいたしたわけでございます。

さらに、いろいろ基本的な調査をいたしまして、それにに基づいてさらに村の、村民の方々の要望を知り、そしてそれを基礎にまたいろいろ将来の援助も考えていただきたいということで、見学に来る方々が、御承知のようにたいへんふえたものでござりますから、その実態の調査を三年計画でひとついたしたい。見学の流れ、どういう見学をするか、詳細に調べまして、それに基づいてこれに対する対策、それの援助といったようなものを考えていただきたいという、そのため、その見学者の実態調査を一つ。さらに二番目には、こういう保存の規制を村が受けまするために、村民がどういう影響を生活に及ぼされているかといったような実態調査、これも明日香村の規制区域の全域にあたりまして、やはり三年計画で実施しようというようなことで、規制も、先生御承知のようにいろいろの法律に基づく規制があるわけでござりますが、そういう回数あるいは事例、それに対する村民の協力の態度、考え方、それから希望といったようなものを具体的に村民にあたつて調査をしていきたい。これも三年計画でございます。

と何でございますが、もっとさらに寛んにやつていただくといふよろんな意味を込めまして、この團体の事業に対するあるいは励ましの意味の助成金額を出す。これは現在七団体に出されているわけでござります。

それによつて飛鳥地区の皆さんの気持も、さらに文化保存に熱意をわき立たせていただきたいといふよろんな意味も込めまして補助金を出すといふよろなことで、飛鳥保存財團におきましては、昭和四十六年度では六百二十三万九千円という額を補助をいたしてゐるよろな次第でござります。

○松永忠三君 そういうことで明日香のほうではたいへん感謝し、満足しているのですか。

○政府委員(栗山廉平君) 先ほど申し上げましたように、大体これはまだできて早々のこととございまして、四十六年度の事業としてとにかく年度内にいたしたいといふことで着手しましたと言ひますか、そういうよろな仕事でござりまするから、今後さらにこれは継続し、あるいはまたもつと拡大していくべき性質のものでございまして、これをもつて決して村民の方々が一年度で御満足というわけにはまいらぬといふうに、私は考へておる次第でござります。

○松永忠三君 この点については、むしろ明日香では、飛鳥の保存のやり方について非常な異議が出てるといふか、不満の声が起つて、特別なそういう団体なども出てきていることは承知をされてると思うのです。

いまお話を聞いても、それは一つは公共事業に対する負担の幾分かを軽くするといふことはあるけれども、住民自身の民生的な向上といふものは、生活の向上に直接その金を使つてゐるわけぢやないわけですね。しかも非常な規制がかかるし、周囲の町はどんどん地価は上がりついくし、そういう中で処置はできないし、また飛鳥をなする人からいっても、かつて明日香の人たちは誇りを持ってみずから条例をこしらえてやつてしまつた。明日香村民の、文化財の保存にさまざまな形

で努力してきて、現在の生活と過去の遺跡がこれまでうまく調和したということが、この土地の最も魅力であった。しかし、いま行ってみると、これはそうではないというようなことを、相当地理学者が言っているわけですがれども、だから、住民の生活といわゆる遺跡の保存というものが全く合致をした形の中でこの飛鳥の保存が行なわれたという状況ではない。極端なことを申せば、飛鳥保存のいろんな施策というものは、むしろ飛鳥光を中心としたものではないかというような批判なども出ているわけです。

これは時間もありませんかられですが、諸外国なんかでは、こういうやり方とはまた違つたやり方をしているわけです。たとえばここにちよとあります、パリのヴァージュという広場では、保存するにあたつて、この広場には祖国の歴史が満ちている、わしらはここで生まれ、育ち、そして年をとったと言っているわけです。あるいはイタリーのベニスあたりでは、博物館のベニスではなくて、幸福な生活のできるベニスをつくるのだと、こう言つてゐるわけです。だから、生生活といわゆる遺跡の保存とが密着して、そうしてその中で歴史的環境が保全されているということになるわけです。

私がいま言つているように、ここをたずねる人がバスでどのくらい、ハイヤーでどのくらい、徒步でどのくらいいたずねていくかということをいろいろと、道をつくったこと自体が、飛鳥のほんとうの意味の歴史的環境保全になるだろうか。あなたがいよいよお話をなつた小さな子供たちの登校の道路でもついて、これは積極的になることは私は否認はいたしませんけれども、バイパスなどをつくることが、飛鳥の財團が計画をしているものなんなかつて考えていいがなければならないのではないか。

そなかといつて、それじゃ文化庁にそれができるのか、建設省にそれができるのかということになると、それじゃ、たとえば奈良の原にできるのか、明日香の村民にそれができるのかとなると、やはりそういうものを総合した、いわゆる総理府自身がこれを推進をしていくという熱意がなければ、実はこの飛鳥のいわゆる歴史的環境保全といふのはできないわけなんです。そういう面について総理府のいわゆる推進の体制というものが少し弱いのではないかという感じを、特に今度の古墳の発掘なんかもあつたりして、一そく、飛鳥文明の中で、逆に明日香の住民がそういうふうな希望を強く持つてくるという状況だと思うのですが、こういう点について総理府の積極的な努力を期待をしたいと思うのですけれども、いまいろいろあなたが申し述べられたけれども、まだそこに幾多の問題点のあるという把握をされているのか、それについてなお一そく努力をしていこうというようないふとお聞かせをしてください。

○政府委員(栗山康平君) ただいま先生おっしゃいましたように、保存という問題と村民の生活安定あるいはむしろ向上という点と、並行して完全に一致した状態でということはなかなかむずかしい状態かと存じますけれども、われわれとしましては、なるべくこれが一致するよういたしていただきたいという熱意は持つておる次第でござります。

それで生活問題になりますと、御承知のように農業あるいはその他の産業の問題もございましてよろしく、いろいろな問題があるわけでござります。財団のほうは、先ほどから申し上げましたように、そういう国なり地方公共団体でやることにいろいろ法外のお手伝いを申し上げるという点でござりますから、それをもつて安定あるいは向上に直ちに資するというわけではございませんで、それのお助けを申し上げるというようなことでござります。

そこで、この明日香並びにその周辺の地区の、柄について非常にたくさんある覺え書とか協定を結んでいるにかかわらず、気がついたときには、われわれは十分地元とも連絡し、また事あることに各省とも連絡しているわけでございますけれども、決してこれをもって満足しているわけではございません。まだ着手したばかりでございまして、四十六年度から始まつたばかりでございますから、まだまだこれから大きな問題がたくさん出てくるし、また、まだ残っているということを痛切に感じておるわけでございまして、なおこの上とも御趣旨を体しまして、各省とも十分にわれわれ積極的に連絡をとりまして、先ほどからおっしゃいましたような線に沿いまして、努力をいたしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○松永忠二君 そこでもう少し話を進めて、埋蔵文化財の保存ということについて、特に土地の開發とか公共事業のために、埋蔵文化財というのは非常に深刻な影響を受けておる。私、ちょっとここに出ておるのであるが、このところ新聞に出たものでもたくさんあるわけですね。山口市の古代銅鏡、風土記の丘、山陽新幹線福山市の福山城、三原城の保存の問題、難波宮、歴史的飛鳥保存、死にかけている装飾古墳の問題、また近ごろの高松城古墳の問題など、いろいろな問題が出ている。

これららの問題になつてゐるところは、大体バイパスであるとか、あるいは住宅のいわゆる団地を建設するとか、あるいは道路、鉄道運輸の関係で、むしろそういうところ自身がそういうところを破壊をしているという面もあるわけなんです。しかし現実には、各省庁の間に覚え書、協定といふのが非常につくさんあるわけです。日本鉄道建設公團とも、住宅公團とも、日本道路公團とも、国有鉄道ともやつておる。農地法との関係とか、あるいは天然記念物との問題だとか、通産省との覚え書、土地調整委員会との関係だとか、自然公園だとか、宅地造成だとか、新住宅市街地開発法の運用についてだとか、電気事業、いろいろな事

柄について非常にたくさんある覺え書とか協定を結んでいるにかかわらず、気がついたときには、もうすでにそれを掘り起こしたり変えておるという事になつてゐるわけですね、現実は。こういうことで、たとえば山陽新幹線のときに、国の指定地にまで、何も言わんて福山市の福山城や三原市の三原城に手をつけた。あとから文化庁から言われてびっくりした。よく調べて見ると、いわゆる新幹線なんという路線をあまり早く発表すると、次から次へ抗議を持ち込まれるので、発表したとたんにその路線を推進をしている。それじゃ何のために協定を結んであるのかという気持ちさせ起こるわけです。これはどうしても、やはり文化財保護法といふものは抜本的に改めなければだめじゃあります。

私は時間もありませんので、ひとつ具体的に言つてみます。文化財保護法五十七条の二の、土木工事の届け出制であるのを、これを許可制にしなければだめだろ。これはもう相当大せいの人

おる。

私は時間もありませんので、ひとつ具体的に言つてみます。文化財保護法五十七条の二の、土木工事の届け出制であるのを、これを許可制にして、補助とか地方債について適切な配慮をするといふよ、自然環境保全法の案の中にはそういう積極的なものがあるけれども、文化財保存法の八十五条の環境保全には、そんなことは全然ない。こういう点について環境庁のほうからもちょっと聞きたい。こういうものをぜひひとつ明確につくつていかなければだめだといふことを強く感ずるわけです。

そういうことで、問題点はたくさん出てきているので、これはどうしても改正をしなければならないが、一体改正はいつやるのか。そういう用意をもつて進めているのかどうなのかという点をお聞かせいただくといふことが一つ。

時間もありませんから、もう一つは、私はこの前、何か予算委員会で話を聞いてみると、大藏大臣は、文化財の保存の予算については私は自信を持つてゐると言つていたけれども、実際から言うと、いま文化財は、埋蔵文化財といふと十四万カ所あるけれども、文化財を包蔵する土地に書いてあるけれども、文化財を包蔵する土地に書いてある行為について、開発行為と遺跡発見の際に協議をするところの問題だとか、通産省との関係だとか、自然公園だとか、宅地造成だとか、新住宅市街地開発法の運用についてだとか、電気事業、いろいろな事

柄について非常にたくさんある覺え書とか協定を結んでいるにかかわらず、気がついたときには、もうすでにそれを掘り起こしたり変えておるという事になつてゐるわけですね、現実は。こういうことで、たとえば山陽新幹線のときに、国の指定地にまで、何も言わんて福山市の福山城や三原市の三原城に手をつけた。あとから文化庁から言われてびっくりした。よく調べて見ると、いわゆる新幹線なんという路線をあまり早く発表すると、次から次へ抗議を持ち込まれるので、発表したとたんにその路線を推進をしている。それじゃ何のために協定を結んであるのかという気持ちさせ起こるわけです。これはどうしても、やはり文化財保護法といふものは抜本的に改めなければだめじゃあります。

私は時間もありませんので、ひとつ具体的に言つてみます。文化財保護法五十七条の二の、土木工事の届け出制であるのを、これを許可制にしなければだめだろ。これはもう相当大せいの人おる。

私は時間もありませんので、ひとつ具体的に言つてみます。文化財保護法五十七条の二の、土木工事の届け出制であるのを、これを許可制にして、補助とか地方債について適切な配慮をするといふよ、自然環境保全法の案の中にはそういう積極的なものがあるけれども、文化財保存法の八十五条の環境保全には、そんなことは全然ない。こういう点について環境庁のほうからもちょっと聞きたい。こういうものをぜひひとつ明確につくつていかなければだめだといふことを強く感ずるわけです。

そういうことで、問題点はたくさん出てきているので、これはどうしても改正をしなければならないが、一体改正はいつやるのか。そういう用意をもつて進めているのかどうなのかという点をお聞かせいただくといふことが一つ。

時間もありませんから、もう一つは、私はこの前、何か予算委員会で話を聞いてみると、大藏大臣は、文化財の保存の予算については私は自信を持つてゐると言つていたけれども、実際から言うと、いま文化財は、埋蔵文化財といふと十四万カ所あるけれども、文化財を包蔵する土地に書いてあるけれども、文化財を包蔵する土地に書いてある行為について、開発行為と遺跡発見の際に協議をするところの問題だとか、通産省との関係だとか、自然公園だとか、宅地造成だとか、新住宅市街地開発法の運用についてだとか、電気事業、いろいろな事

柄について非常にたくさんある覺え書とか協定を結んでいるにかかわらず、気がついたときには、もうすでにそれを掘り起こしたり変えておるという事になつてゐるわけですね、現実は。こういうことで、たとえば山陽新幹線のときに、国の指定地にまで、何も言わんて福山市の福山城や三原市の三原城に手をつけた。あとから文化庁から言われてびっくりした。よく調べて見ると、いわゆる新幹線なんという路線をあまり早く発表すると、次から次へ抗議を持ち込まれるので、発表したとたんにその路線を推進をしている。それじゃ何のために協定を結んであるのかという気持ちさせ起こるわけです。これはどうしても、やはり文化財保護法といふものは抜本的に改めなければだめじゃあります。

私は時間もありませんので、ひとつ具体的に言つてみます。文化財保護法五十七条の二の、土木工事の届け出制であるのを、これを許可制にして、補助とか地方債について適切な配慮をするといふよ、自然環境保全法の案の中にはそういう積極的なものがあるけれども、文化財保存法の八十五条の環境保全には、そんなことは全然ない。こういう点について環境庁のほうからもちょっと聞きたい。こういうものをぜひひとつ明確につくつていかなければだめだといふことを強く感ずるわけです。

そういうことで、問題点はたくさん出てきているので、これはどうしても改正をしなければならないが、一体改正はいつやるのか。そういう用意をもつて進めているのかどうなのかという点をお聞かせいただくといふことが一つ。

時間もありませんから、もう一つは、私はこの前、何か予算委員会で話を聞いてみると、大藏大臣は、文化財の保存の予算については私は自信を持つてゐると言つていたけれども、実際から言うと、いま文化財は、埋蔵文化財といふと十四万カ所あるけれども、文化財を包蔵する土地に書いてあるけれども、文化財を包蔵する土地に書いてある行為について、開発行為と遺跡発見の際に協議をするところの問題だとか、通産省との関係だとか、自然公園だとか、宅地造成だとか、新住宅市街地開発法の運用についてだとか、電気事業、いろいろな事

うな状況であろうか。またさらに最後の点として、予算の問題について、特に埋蔵文化財の十四万力所を、もつと調査を広げていくというような点について、緊急性があるとわれわれは考えるが、これについて文化庁はどうか。この点をお答えを聞いて、私質問を終わります。

○政府委員(安達健二君)　たいへん適切なお話を承りまして、非常に文化財保護、特に埋蔵文化財保護の緊急性と必要性を痛感をいたした次第でございます。

期にきてはいるのではないかということも痛感しておりますので、そういう面も現在検討を重ねておりますので、申上げたいと思います。  
○政府委員(小澤太郎君) 自然環境保全法について触れられましたので、一言お答えいたします。

でありますとか、あるいは保全事業でありますとか、こういったようなものにつきまして、國、都道府県が責任をもつてそういう自然保護をはかつていくといふようなことにつきましては、これはできるだけそういう十分な形でもつて法律を成立させたい、こういうふうに考えておるわけでござ

に鉄棒でかき回しておったのでござりますけれども、その際に水蒸気を吹き込んでタール蒸気が漏れないようになりますといふようなことを終戦直後に指導いたしまして、その後二十五、六年ごろには、ガス発生装置そのものを閉鎖的にして、タール炉が出てこないようになりますといふような指導を、

これは御案内のとおり、且下政府内部で成案を急いでおります。しかしこれは、御案内のとおりあくまで自然環境の保全ということを目的としたものであります。したがつて、文化財が自然環境保全というものと重なるところがあると思います。そういうところにはこの法律の適用をいたしません。

○内田善利君 私は、職業性のガン種の中でも最も多いのがタールガンであるということは、古くから知られておるわけですが、こういったことに対してもは公害対策あるいは労働省のほうで対策がとられておるものと信じますが、きのうの新聞で、

たしました。最終的には、昭和二十八年に発生炉を廃止をいたしました、重油による燃料の供給といふものに切りかえたわけであります。(したがいまして、われわれの把握しておる限りでは、昭和三十八年以降この関係のガンの発生といふものはないというふうに理解をいたしております。

で、目的に従った管理処理をいたしたい。こう考えておるわけでございますが、文化財そのものについては、私どもの法律のらち外でござります。ただし文化財の問題につきましても、文化庁あるいは文部省、いわゆる関係の各省でそれぞれの何らかの措置をされる場合に、自然環境の保全と関係がある問題につきましては環境庁長官の協

新日鉄の八幡製鉄所から職業性のガンが多発した、昭和八年から三十三人もタールによる肺ガン患者が出て死亡しておる、このような報道がなされておりますが、この点について労働省はどのように把握されておるか、ますお聞きしたいと思います。

○内田善利君 これによりますと、コークス工場で二人発生している。これは最近の調査によるが、炭酸ガス工場で燃料の粉末を炉に入れたら、工場内にタールのフュームが充満することがあるということで、二人ほど死者が出ておりますが、これはどうですか。

講を求めるということか、それそれの法律でありますので、そういう意味からも私どもこれに關与してまいりたい、こう考えておる次第でござります。

職業性肺ガンの発生につきましては、いま先生御指摘のように、製鋼工程で燃料を得るために、八幡製鉄所でガス発生の作業を行なう。これは経緯的に見ますと、明治三十四年から使つておるわけでござりますけれども、その作業の中から職業性肺ガンが出るということが、初めて指摘されましたのが昭和十二年でございまして、昭和八年か

見しまして、非常に驚きました、現地の労働基準局に調査を命じておるところでございますが、先ほど申し上げましたガス発生炉と違いまして、コードレス炉につきましては機械化されておりまして、防じん、いわゆる粉じんが立たないような装置が大体なされております。ただその場合に、コードレスをかき出す場合、そういうような場合

にござましでは、これは今年度の予算におきまじて、地方の交付公債を発行することにより約六十億円の手を貸つてしまふ、而て六月一日迄に

ら十二年までの觀察をしまして、二十一例といふ指摘がござります。十二年以降、戦争中につきま

に、粉じんとしてそれを労働者が吸い込むことはあるいはあり得るかと思いますので、その点につ

備円の事業費を見込んで、国立公園の地域内の土地を買うというものがさしあたって計上されておるわけでございます。そういうふうな意味におきまして、本格的な制度として自然環境保全地域等についての買い上げ制度、この問題につきましては、一年間さらに検討をすることで予算がついておる経緯がございまして、そのような関係から、今回の自然環境保全法の中には、条文とし

しては全然その資料がございませんで、戦後になりましたて、二十一年から四十年の間に十二例の発例を見ておられます。

以上、先生御指摘のように三十三例の肺ガンの発例も見ておるわけでございますけれども、私たちは戦後、終戦直後基準法が適用になりまして、基準法に基づきます安全衛生関係の監督指導をやります中で、この問題をたいへん重視をしまし

きましては現在調査中でございまして、まだ、新聞で報道されました事項につきまして、労働災害ないしは職業病であるという断定的な資料は持ち合わせておりません。

○内田善利君 通産省に聞きますが、このワークス炉で粉炭を取り扱つての場合にタールが発生する、あるいはタールのフームが発生する可能性があるかどうか、その点はいかがですか。

では、そのものはうたわれないということになろうかと思います。

以上、先生御指摘のように三十三例の肺ガンの発例も見ておるわけでござりますけれども、私たちは戦後、終戦直後基準法が適用になりまして、基準法に基づきます安全衛生關係の監督指導をやります中で、この問題をたいへん重視をしまして、ガス発生の作業の改善というものをそのつど指示をいたしております。たゞこまゝ、まだ第一段

きましては現在調査中でございまして、まだ、新聞で報道されました事項につきまして、労働災害ないしは職業病であるという断定的な資料は持ち合わせておりません。

を炉に入れられたあの数分間は、工場内にタール蒸氣が漏れる云々というような記事が新聞にござりますが、私のほうの、コークス炉の操業の実態を知つておる者の話によりますと、そういうことはあり得るかもしねいといふふうに言つておりますが、なお実情については、工場側その他についてよく調べてみたいというふうに思つております。

○内田善利君 私はコーケスを取り扱って高溫に熱する以上は、やはりタール分は出てくると、このように思うわけですね。ただ、これが漏れたときは、医学的にももう私たち古くから知らされども、必ずタールは発生する、そのように思います。そうしますと、昔からタールによるガン発生といふことは、医学的にももうありますけれども、必おるところでありますし、非常にこの点については注意しなければならないというようにも思はりますが、労働省にお聞きしますけれども、ガス発生炉にしてもあるいはコーケス炉工場にしても、日本にはたくさんあるわけです。ただひとつ危険性だけがこういったガンを発生するとは思われないんですね。そうしますと、ほかの工場ではどのような状態になつているのか。肺ガンの、特にガス発生炉工場、コーケス工場等におけるタールガンの患者の発生状況、あるいは死亡状況を掌握しておられたらお教え願いたい。

なお、ガス発生炉の関係は、たとえば都市ガスの供給をしておりますガス会社等で行なつておるわけでございますけれども、八幡の製鋼の過程の

燃料焼得のための発生炉、当時の発生炉と、いま置が違いまして、大体私たちが把握しておる限りでは、ガス会社等で使っておりますガス発生炉は密閉式になつております。それに従事する労働者の中にタールのフェームを吸うというのは、非常に例としても少ないのでないのか。そういう意味でガス会社の従業員の健康調査を見ましても、いまのところわれわれが報告を受けておりますのは、肺ガンの発生というものはまだ見当たりません。

○内田善利君 コークス工場については、私はさつそく総点検をしていただきたいと、このように思います。いかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 御指摘のように、さつそく調査に取りかかりたいと思います。

○内田善利君 それから、この三十三人の方は労災法は当然適用されたと思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) 三十三人のうち戦争前の者がござります。それで、その内訳を申し上げますと、労働基準法の適用前の方が二十一名でございまして、これにつきましては戦争中の、労災保険法にかかるもの、すなわち健康保険法の適用によつて補償がなされているようございます。戦後は、したがいまして労災保険法によりまして補償をいたしました者は九名になつております。

○内田善利君 このコークス工場のほうの、二名の死亡者についてはいかがですか。

○政府委員(北川俊夫君) これにつきましては、先ほども申し上げておりますように作業環境の調査及び当該労働者の実態等をよづくかみまして、その死亡が業務上のものであるということはつきりしましたならば、早急に労災保険法上の補償をいたしたいと考えております。

○内田善利君 まあ私はやはりいつも打つ手がおもとと思うのですけれども、八幡製鉄では昭和十一年にもうすでにタールガン、肺ガンが発生していますね。私たちも古くからタールガンといふこ

とについてはよく聞いておるわけですが、もう少しこのタールが発生する、特にタールのフュームが発生するといろとろは十分留意をして、こういう被害者が出来ないようにしていただきたいと、このように思うわけです。したがいまして、まだほかにタールを使つ工場として、活性炭を製造する工場の中でタールを使用している工場、こういう工場がありますが、その工場は大体全国でどれくらいあるか、通産省。

○説明員（森口八郎君） 活性炭には、粒状と粉状の二種類がございます。生産工程上タールを使いますものは粒状を生産しておる工場でございまして、わが国には大体六工場、粒状の活性炭を製造しておる工場がございます。

○内田善利君 こういう工場もタールを使つておられますから、当然先ほども申したように注意しなければならないと思いますが、こういった工場における職業病の発生はないかどうか。その状況を把握しておられればお聞かせ願いたいと思いま

○政府委員(北川俊夫君) いま通産からお話をございましたように、粒状活性炭製造の段階でコールタールが使用されておりますので、コールタールの中の3・4ペントビレンによる発ガンの可能性はあり得ると考えております。ただ現在まで、活性炭製造工場において具体的にそういう例があつたかということにつきましては、先般も社会労働委員会で御指摘がございまして、現在調査中でございますけれども、いままでのところ、そういう事例の報告を受けておりません。

○内田善利君 私の調査では、ある工場でけれども、工場長が二人も肺ガンでなくなつておる。元工場長、その工場のですね。そのほかたくさんのお肺ガン患者が出ておるわけですが、私は一番最初から申しましたように、そういうたールを使っている工場は、タールガンの発生、あぶないわけです。染料工場におけるピリジンとか、あるいはアミリンガンとか、そういうたるものよりも

タールを取り扱つておる工場のタールガン発生と  
いうのは考えられることなんですね。私も公害問  
題こうして取り扱つてきて、出ないことを願つて  
おつたわけですから、こういつた新聞記事等  
を見ますと、やっぱりタールを使っておる工場は  
注意しなければいけないなということで調査した  
結果、活性炭をつくつておる工場でそういう被害  
者が出ておる。それを労働省が全然聞いてないと  
いうことは、ちょっとおかしいと思うのですね。  
私が短時日に調査しただけでも、一つの工場から  
たくさん出でているわけですから。まあ名前を言  
え、また工場名を言えとおっしゃれば言いますけ  
れども、こういつたタールによるガンということ  
は、昔から、明治時代から医学的には問題になつ  
ておること、また職業病としても問題になつてい  
ることなんです。そういうことを掌握していない  
といふのはどうもおかしいと思うのですが、ど  
うですか。

○政府委員(北川俊夫君) タールの発ガン性につ  
きましては、先生おっしゃるとおり、非常に職業  
病予防上重要な問題でございまして、八幡のこの  
ガス発生炉事案以降、労働省としましてはタール  
を使いますこりいわゆる発生炉についての密閉化の促  
進とか、あるいは作業方法の改善といふような指  
導もいたしておりますし、単に製鉄会社のガス發  
生炉のみならず、タール作業の作業手順といいま  
すか、いわゆるガンに罹患しないようにといふよう  
な作業の、作業労働者の参考書となるような指  
針も出しておりますし、それは広く現在まで使わ  
れておつて、私たちはタールにつきまして相当指  
導はいたしたつもりでござりますけれども、御指  
請求例もございませんし、また私たちかとつてお  
ります職業病の統計にも載つてきておりませんの  
で、まだ把握をしていないと、こう申し上げたの  
でござりますけれども、おっしゃるようにタール

の発ガン性、その危険性といふものは十分われわれも留意しなければなりませんので、これらの工場につきましての実態調査を早急にいたしたいと思います。

○内田善利君 通産省は、こういったタールを  
使って粒状の活性炭をつくっている工場につい  
て、どのように把握しておられますか。

○説明員（森口八郎君） 先生の御質問の趣旨は、  
発ガンのことですかいましょうか。

○内田善利君 こういった危険なタールを使って  
粒状の活性炭をつくっている、こういった工場の  
管理ですね、そういった面についての注意、指  
導、といった点です。

○説明員(森口・八郎君) 活性炭につきましては、最近いろいろ公害の防止にも使われておりますので、その生産が非常に著増をいたしております。活性炭の作業環境と申しますか、そういうものは、いろいろな公害上問題点があるわけでございまして、製造の過程でいろいろ酸、アルカリ等を使いますので、污水には当然いろいろの問題点がござります。また炭化物を粉碎いたしますので、当然その粉じん等が発生をするといふような点がございます。沈澱装置をつけるとか、あるいは集じん装置をつけるとか、そういうことで業界を目指いたしておるわけでござります。

いま先生おっしゃいましたタールの発ガン性の

問題でございますが、基本的には労働省のほうでいろいろ取り締まりをなされるわけでござりますが、お話を伺いまして、タールが発ガン性物質であるということを頭に置いて、業界のほうでも、労働者がタールを吸い込まないよういろいろな作業状況の改善その他について、私のほうでも指導をいたしてまいりたいというように考えております。

五、六回、年にかえている。もう内側がまつ黒になるわけです。それからテレビの画面も、毎日チリ紙でぶかないと、もう見えない。そのぶいたチリ紙もまつ黒です。そういうた微粉を吸っている

のですから、私は非常にあぶないと、このように思ふわけですね。周辺の家庭がそうですから、中で働いている労働者に異常がないというの、私はふしきなくらいに思うわけです。実際当たつてみますと、非常にたくさんのお患者が、被害者がおられる。そういう実情ですので、ひとつ労働者のほうでもぜひ給点検をやっていただきたい、六工場ですから。そしてその周辺の環境調査もやっていただきたい。そのように思いますか、いかがで

○政府委員(北川俊夫君) 粒状活性炭を製造しております。六工場につきましては、その職場環境についてさうそく調査をいたします。

○政府委員(山形操六君) 私のほうで、この活性炭のほうの生産にあたっての対策は、従来、塩化水素及びばいじんの大気中に排出する問題をやつておりました。そこで、焼成炉から発生する煙化水素及び乾燥炉から発生するばいじんについての規制措置を講じていたところでございますけれども、お話しのように、製品の粉碎とかあるい分け、あるいは粒状の製造過程において、粉じんの発生することが十分に考えられますので、今後そ

れに対するコーケス炉に準じた施設の構造、使用管理の基準を設定するかどうか、これにも対処したいと思いますので、十分調査していくたいと考えております。

センターとかでてきておりますけれども、こういった職業的な専門的なガンについての発生原因の研究、こういったことをする調査委員会等を労働省でつくつて、先取りの施策をやっていただきたい

と、このように思います。この点いかがでしょうか。佐賀県にしても、砒素による肺ガンあるまいか。は肝臓ガンは、あの周辺の住民の中に、他地域に比べて二倍も三倍も多い患者が出てるわけです。そういうこと等を研究する機関を工場内あるいは鉱山等でつくつて、そういうものに対する研究センターといふようなものをつくつていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員 北川俊夫君 最近、新しい化学物質

害というものが労働者の生活にとっては非常に大きな脅威となつておられます。現在参議院で御審議をいただいておりますけれども、労働省としましては安全衛生法案というものを今国会に提案をいたしまして、この中でも、発ガン性物質の製造禁止、それからガソリン性物質の製造にあたっての許可制度といふようなものを制度として導入をいたしたい。ただ、先生いま御指摘のように、どういう物質について毒性をすみやかにつかみ、あるいは事前にチェックしてそういう職業病を予防するのかにつきましては、調査研究機関の充実といふものが非常に大事なので、いま労働者の労働衛生研

研究所がもっぱらそういうことをやつておりますけれども、本年度から三年計画で、これを産業医学総合研究所といふように改組をいたしまして、そういう要請にこたえるべく努力はいたしておりますけれども、労働省の機関内でそのことを全部消化できるものでもございませんので、従来から学界の先生方に専門委員をお願いをいたしまして、有害物質、特に作業を行ないます労働者に対する影響等といふものについて検討を続けておりましけれども、なお御指摘もございますので、さらにこうした制度の活用あるいは拡充という点に努力をいたします。

年前、五十年前に聞いたことがありますね。そいつたものが、いまだに解決されていない。そういう実情をこうして見ますと、非常に残念に思うわけですね。学生時代に、職業病としていろいろな

ことを聞いた。そういったものが、いまだに解決していない。非常に残念に思うわけですが、ひとつそいつた研究機関等を設けて、先取りの行政指導をしていただきたい。このように要望して、私の質問を終わります。

○加藤進君 時間が十分ございませんから、荒筋の質問に終わると思いますが、この点よろしくお願いいたします。

きのうの夕刻、東京都の公害局は、きょう午後

あるいは光化学スマッグが発生するであろう、ういう警報を発令いたしました。これはことしになって二度目だそうでござりますが、こういふにして、もうすでに光化学スマッグが公に発生して以来、三年を経過するわけであります。また、その一年一年いよいよ深刻化するという事態は、われわれすべてが否定できないことだと思ひます。その点で、東京都はそれなりに非常な努力を払い、やつきになつてその対策に終始しておられるようございますけれども、これに対しても政府は、一体どのように現状を認識しておられるのか、また、そのために実効あるどのような具体策を持つておられるのか、その点をまずお聞きしながら

○政府委員(山形操二八君) 光化学スモッグ対策の問題につきましては、國におきまして、四十五年一度から一応試験研究機関で測定機器の開発をやりましたのが、スタートでござります。

四十六年度、昨年度は引き続きその研究のほかに、先生御指摘のように、緊急性にかんがみまして、環境庁が発足以来直ちに予備費一億二千万円をいただきました。実態調査をしようということから、東京湾地域について航空機による広域的な汚染物の調査を実施いたしました。冬にやりまして、さらにこれを夏にやつて、比較検討しながらデータを整えていこう、少しでもその本質を見き

わめようという努力をしておる最中でございまして、それ以外に、現在進めておりますのは、どうしても光化学スマッグという、光化学反応を起した空気をつくらなければ実験になりませんので、それを移動性にしようとすることから、移動性のスマッグチャレンバーと言つておりますが、自動車に各種の測定機器を入れ、さらに紫外線発生機を整えた実験装置を積載した移動用スマッグチャレンバーを作成して、目下、でき上がったばかりでございまして、これの操作研修をいま行なつておる最中でございますので、近く現場に行きまして、現地の調査をやることができた段階に近くなるわけでございます。

で、今年度引き続きさらに一億二百万円の予算で、光化学スマッグの発生機序、またさらに人の健康に及ぼす影響等について総合調査をこれからしていく方針で対処していくかと思つております。

○加藤進君　お聞きして、私も非常に驚きました。というのは、三年前にもうすでに発生して、

具体的策が今日東京都その他によつてとられておる段階において、環境庁、政府は、まだその原因の探求調査の段階である、こういうふうに言つておられるわけでござりますけれども、私のところでの知識から言つても、この光化学スマッグを発生させる一番の犯人は何かということは、ほぼ確定されておるよう考へておるわけでござりますけれども、その点の見解はいかがでしょうか。

○政府委員(山形操六君)　根本原因につきましては、私も、まだ十分わからぬと申し上げるよりしかたがございませんが、従来の、米国でスター

トいたしましたロサンゼルス型の光化学反応は、これは自動車の排気ガスを中心としたものが大気の紫外線の作用を受けて、主成分のオゾンの発生を見て、それにプラスアルファの因子が加わつて、ことに炭化水素系のものが入りますと作用が強くなるといわれております、という解説が、推定ではございますが、なされておるわけでござります。

うふうな別な反応もありますが、人体の健康被害の、ことに東京型といま言われております光化学反応におきます人体の影響は、非常に強烈な反応が認められておりまして、中学校、高校生等が体育中に倒れて、非常に窒息的な状況になるという呼吸器系の症状を示しますものですから、これは従来ロサンゼルス型でいわれているオゾンを中心とした発生機序だけではなく、いろいろな複雑な大気汚染物がそこにまたまじつて、別な反応、プラスアルファを起こしておるのはなかろうかといふのが、私どもの解説をしたい一番大きなねらいでございます。したがつて、自動車の排気ガスが相当な割合をしておることは十分承知しておりますけれども、それ以外のプラスアルファの因子を早くつかみたいというのが、私どもの目下機序の解明に一番力を入れておる点でござります。

○加藤進君　もちろん、政府、環境庁が光化学スマッグの原因について科学的な解説をされるといふことについては、われわれ決してこれを否定す

るものではございません。しかし、五月の十三日に、東京都の佐藤公害局長が次のようなことを

申し入れるつもりである。こういうふうに言つておられますけれども、このようない東京都公害局の見

話でございますが、私ども理解しておりますのは、現在自動車の排気ガスとしてあげられておりま

す一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、この主たる三つの排気ガスに関する規制の問題に關しま

しては、環境庁ができます前に、これが運輸技術審議会で昭和四十八年度あるいは五十年度の規制

が、目標値が掲げられておりまして、環境庁がで

きましてから、中央公害対策審議会で引き続き日本昭和五十年度以降の規制値を諮問しておる最中でございます。そして四十八年の目標値は、もう

ことし三月にすでに告示をいたしましたし、その点に關しましては着々とやつておる最中でござい

ます。

ただ、何ら基準がないという窒素酸化物でござ

いますが、この問題につきましては、先生御承知のとおり、一酸化炭素と炭化水素を減らさうといふ措置をいたしますと、完全燃焼をさせねばならなくなります。そして、それが逆に窒素酸化物

が非常にふえる。逆に、不完全燃焼で窒素酸化物を抑えようとすると一酸化炭素等がふえるといふ現象がございまして、現在の対策に関しましては、非常に有毒な一酸化炭素の施設が先に進み、それから炭化水素の規制が着々と行なわれておる

のであります。そこで、決して東京都の言われるよう

に、何らかがしていないとおつしやつておられますが、その点は、窒素酸化物の規制といふのは、

脱硫装置のSO<sub>2</sub>と連いまして、脱硝装置といふものむずかしさがいま問題になつておる最中でござります。

ところが、たまたまマスキーフ法といふアメリカの規制法案が出来まして、それに準拠して、いま目

下私ども自動車対策の専門委員会において、少なくともマスキーフ法に劣らない規制の方法をどうす

いて具体的も求めていきたい。一つには、根本的な

しかし、その人体の影響は、ほとんどすべてです。それ以外に、現在進めておりますのは、どうしても光化学スマッグという、光化学反応を起

した空気をつくらなければ実験になりませんの

で、それを移動性にしようとすることから、移動

性のスマッグチャレンバーと言つておりますが、自

動車に各種の測定機器を入れ、さらに紫外線発生

機を整えた実験装置を積載した移動用スマッグ

チャレンバーを作成して、目下、でき上がつたばかりでございまして、これの操作研修をいま行なつておる最中でございますので、近く現場に行きま

して、現地の調査をやることができる段階に近くな

るわけでござります。

で、今年度引き続きさらに一億二百万円の予算

で、光化学スマッグの発生機序、またさらに人の

健康に及ぼす影響等について総合調査をこれか

らしていく方針で対処していくかと思つております。

○加藤進君　お聞きして、私も非常に驚きました。というのは、三年前にもうすでに発生して、

具体的策が今日東京都その他によつてとられておる段階において、環境庁、政府は、まだその原因の探求調査の段階である、こういうふうに言つておられるわけでござりますけれども、私のところでの知識から言つても、この光化学スマッグを発生させる一番の犯人は何かということは、ほぼ確定されておるよう考へておるわけでござりますけれども、その点の見解はいかがでしょうか。

ただ、何ら基準がないという窒素酸化物でござ

りますが、この問題につきましては、先生御承知のとおり、一酸化炭素と炭化水素を減らさうといふ措置をいたしますと、完全燃焼をさせねばならなくなります。そして、それが逆に窒素酸化物

が非常にふえる。逆に、不完全燃焼で窒素酸化物を抑えようとすると一酸化炭素等がふえるといふ現象がございまして、現在の対策に関しましては、非常に有毒な一酸化炭素の施設が先に進み、それから炭化水素の規制が着々と行なわれておる

のであります。そこで、決して東京都の言われるよう

に、何らかがしていないとおつしやつておられますが、その点は、窒素酸化物の規制といふのは、

脱硫装置のSO<sub>2</sub>と連いまして、脱硝装置といふものむずかしさがいま問題になつておる最中でござります。

ただ御承知のとおり、すべてが完全無欠ではございませんので、ですから、その各地方自治体が

積極的にやっておられますことを積極的にわれわれも支持すると同時に、なお欠陥があるところに

はその扱いの指導等についてはやつておるつもり

でござります。

ただ御承知のとおり、すべてが完全無欠ではございませんので、ですから、その各地方自治体が

積極的にやっておられますことを積極的にわれわれも支持すると同時に、なお欠陥があるところに

はその扱いの指導等についてはやつておるつもりでござります。

問題の解明と取り組む。同時に、一つには、試行錯誤的なものになるかもしれませんけれども、具体的に取り組んでいきたい、地方自治体のそのような努力に対しましては敬意を表するとともに、これをバックアップしたいと、こう思つて思つております。

たとえば、先生お話しにならないのであります。が、この触媒式の、自動車の排気ガスを減少する装置を東京都が考えまして、それを取りつけることについて奨励をいたしておりますが、私どもこの点については賛成でございます。現に私の自動車もつけております。そして、この実際の実情がどうであるか。いろいろ欠陥もまだあるようであります。ことに耐久力の問題など、これから解決すべき問題がたくさんござります。そういう意味で、積極的に私の役所ではこれを取りつけまして、と同時に、このことをやるよう、関係方面にも奨励をいたしておるような次第でございまして、決して、東京都と環境庁とが足並みがそろわないわけではございません。しかし、おそれから中央の役所としてやるべきことと、自治体でやるべきことと、自然にそのようなニュアンスの違いがあるということは、これは事実でございますが、自治体をさらに私たちにはバックアップしていくところ、こういう気持ちでありますことはひとつ御理解いただきたいと思います。

○加藤進君 それでは具体的にお尋ねしますけれども、先ごろ、四月二十七日付で東京都から大石環境庁長官に対して「自動車排気ガス減少装置の取付け要請について」という要請文書が出ている

うとして、そのためのいわば条例の改正までやつて実施に乗り出しているわけでございますけれども、残念ながらそのアフターバーナーの取りつけは、この義務制がない、法的裏づけがないために、この効果が十分に發揮できないというものが、東京都の苦しみのもとになつてゐると思います。この点について環境庁は、それならそれで、その援助に

ついて十分国として配慮しようというような立場でこれに対するお答えをされたかどうか。お聞き

したいと思います。

○政府委員(山形操六君) その書類を持ちまして

東京都の公害局長が私のところへ参りましたの

で、十分懇談をいたし趣旨を了承いたしました

た。ただ、まだ書類で正式に回答をしておりませ

んが、御指摘の点に関しましては、十分話し合ひ

はついておるものと私は承知しております。

その一、二を申しますと、先ほど政務次官が

お話をございましたとおり、私どもはこのアフ

ターバーナーを取りつけを否定しておるのでは決

してございません。東京都の成績の出るのを見て

おるわけでございます。と同時に、私どもの環境

府自身もテストをやつております。ただ御承知の

とおり、これらの触媒には寿命がございますので、

もつとひどいガスを出してしまふのでは、

したがつて、この装置に関しましてはまた、そ

う言つたとあれば、メーカーが、大きいメーカー

より中小企業が多いものですから、各社の製品の

耐久性といふものについての比較検討を、東京都

あります。ただし、環境庁といいたしまして全国的

に法制化をしてこれを強制するという段階まで、

残念ながら現在のアフターバーナーの機能が十分

でないということは事実でございます。

現に私の車もつけておりまして、ずっと観察い

たしております。私自身が、そのつけたときと現

在との能率の問題なども聞いております。ですか

ら、このアフターバーナーのやり方については、

その方法については私はこの問題を解明する一つ

の有力な手段だと思います。思いますが、その構

造なりあるいは材質なりその他ものについて

は、なお検討を要するものがたくさんある。こと

に、いま申しましたように耐久力の問題は、これ

はぜひとも解決しなければ、強制しましても実際

ますし、タクシーの使用距離数の場合においては

非常に寿命が縮まつてしまふ問題もございますの

で、本来の自動車排出ガスの規制の問題は、先ほ

ど言いましたマスキ法をもとにして私どもい

ま規制を考えておりますので、このアフターバー

ナーダーだけの問題だけなしに、根本的な規制はど

うしても加えていかなければなりません。アフ

ターバーナーをつけることが少しでもよくなる

といふ先生の御趣旨は、私は了承をするのでござ

りますが、これを東京都全部、全国的にとくにこ

とになりますと、一、二の検討問題がまだ解決し

ておりますので、それらを十分観察しました結

果、全国的に指導する考え方でございます。

○加藤進君 アフターバーナーの技術的な開発と

か改善とかいうことについては、おっしゃるよう

ないいろいろな問題があるかとも私思います。性能

とか耐久力についていろいろ問題もあるでしょ

う。しかし、そういう問題はあるとしても、その

問題についてさえ都が努力していることに対し

て、環境庁やあるいは政府関係機関が積極的に技

術上の援助、行政上の援助を与える、指導を与える

といううのが國の責任である、こういうふうに私は考えておりますが、その点はいかがでしょ

うか。

○政府委員(小澤太郎君) まさにそのとおりで

あります。ただし、環境庁といいたしまして全国的

に法制化をしてこれを強制するという段階まで、

残念ながら現在のアフターバーナーの機能が十分

でないということは事実でございます。

現に私の車もつけておりまして、ずっと観察い

たしております。私自身が、そのつけたときと現

在との能率の問題なども聞いております。ですか

ら、このアフターバーナーのやり方については、

その方法については私はこの問題を解明する一つ

の有力な手段だと思います。思いますが、その構

造なりあるいは材質なりその他ものについて

は、なお検討を要するものがたくさんある。こと

に、いま申しましたように耐久力の問題は、これ

はぜひとも解決しなければ、強制しましても実際

ますし、タクシーの使用距離数の場合においては

非常に寿命が縮まつてしまふ問題もございますの

で、本来の自動車排出ガスの規制の問題は、先ほ

ど言いましたマスキ法をもとにして私どもい

ま規制を考えておりますので、このアフターバー

ナーダーだけの問題だけなしに、根本的な規制はど

うしても加えていかなければなりません。アフ

ターバーナーをつけることが少しでもよくなる

といふ先生の御趣旨は、私は了承をするのでござ

りますが、これを東京都全部、全国的にとくにこ

とになりますと、一、二の検討問題がまだ解決し

ておりますので、それらを十分観察しました結

果、全国的に指導する考え方でございます。

○加藤進君 最後に一問だけ。

いま東京都二十三区内に動いている自動車が、二

百三十万台あるそうですね。このうち、千八百C

Cのガソリン自動車と千五百CCのLPG自動車

を合わせて、二十五万台になるそうです。

○加藤進君 最後に一問だけ。

いま東京都二十三区内に動いている自動車が、二

百三十万台あるそうですね

そこで、対象になる二十五万台の自動車に対しても、勧告以上のことはできない。こういうことで、ぜひつけほしいがといって文書の依頼を出して、これに回答のあつたのは一万五千九百台ということとございました。しかもそのうちで、ことし七月までに取りつけますとはつきりと答えられたのが九千五百台、すなわち回答のうちの六〇%、こういうところまでは回答を得ている。したがつて、取りつけるという機運が大きく前進しつつある。しかし、残念ながら二十五万台のうちの九千五百台でございますから、いわば二十五、六分の一にしか当たらない。これを、何とか大気汚染を激化させないために、光化学スマogの発生源を阻止するために、何とか有効なものにしていきたいというものが東京都の私は悲願だと思います。

この点について、いま私が申し上げましたのは、東京都の言われるように、できればこれを法的に規制をして、取りつけを義務づけするということが、一番手近な有効な方法ではあるうといふことを私は申し上げたわけでござりますけれども、もし法制化ではなしに、それにかわるようなら大切な、少なくとも二百三十分台に及ぶような自動車の中でも、その一割に当たるものにこのよくな装置のつけ得るような措置が、行政的にもさきさまな方法において政府にできるといふなら、そのでござる一つ一つを、ひとつせひとと実施に踏み切つていただきたい。このことを、私は特に次官に要望したいと思いますけれども、そのような点で御努力をいただけるといふことがお約束いただけるでしようか。

○政府委員(小澤太郎君) 先ほど私が申し上げましたように、私自身の車につけておりまして、私も絶えずチェックをいたしております。ところで、ここで数字を申し上げるのは遠慮いたしますが、義務づける、法制化するというような数字は、遺憾ながら出ておりません。いわゆる耐久力、最初はいいのですけれども、ぐつと落ちるわ

けですね。こういう状態のものを法的・義務づけるということについては、政府といたしましてやはり慎重にならざるを得ない現状です。ただ、これをつけたいという人が、いまお話をよう相手で出でてきている。その人たちに、やつてこらへんなさいといふよくな勧奨をされる、都がされる、私どももみずからやつておりますが、これを獎励するということについては、私はいささかから反対ではございません。そういうよくな意味で、いかにも環境庁が慎重に過ぎ、タイミングだとうような感じを受けられるかもしれませんけれども、私どもやはり行政の責任を持つ者といたしましては、より完ぺきなものをつくるという努力と並行してこれの採用をお願いする、こういうことでいいのじやないかと。

ただ私ども、ほんとうに行政をやつておりますと、いわゆる試行錯誤的なことを一般の市民に押しつけるということは、これまた私ども行政の責任にある者の立場としていかがかといふような、一種の何と申しますか、慎重といいますか反省といいますか、そういう気分もあることは事実でございます。ですから勇敢に、二十何万台やるようにしてるというようなところまでは、いましばらく少しひ間がほしい、こういうよくな状態にありますことを申し添えておきたいと思います。

議を重ねていかなければならぬ問題でございまして、以後も積極的な政府の解決策と、また、そのための行政指導を強化されるよう心から期待いたしますて、私の質問を終わります。

○政府委員(小澤太郎君) 私ども、いま先生のおっしゃるとおり、この問題は一日もやるがせにすべてからざる問題であり、至急に速急に、しかも徹底的な措置をしなければならぬ、こういうことで進んでおるということだけはひとつ御理解をいただきたいと思います。そのつもりでおります。

○理事(矢野登君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。

午後六時二十六分散会

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩獵者団体法制定に関する請願(第一六四号)

第一六一四号 昭和四十七年四月二十二日受取  
狩獵者団体法制定に関する請願  
請願者 和歌山市宇須三四七社団法人和歌山県獵友会会長 玉置恵三外百士  
紹介議員 玉置 和郎君  
十八名

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩獵者団体法制定に関する請願(第一七七九号)(第一七八六号)

第一七六九号 昭和四十七年五月十日受理

請願者 島根県鹿足郡日原町大字日原 大庭貢外三百三十九名  
紹介議員 大谷藤之助君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一七八六号 昭和四十七年五月十日受理  
狩獵者団体法制定に關する請願 (四通)  
　　請願者 島根県邇摩郡温泉町井田 川村 武三郎外三百三十名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

五月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩獵者団体法制定に關する請願 (第一八六五号) (第一九二五号) (第二〇四五号)  
一、名古屋港西五区の渡り島渡来地保存に關する請願 (第一九四七号) (第一九七三号) (第二一六七号) (第二一六八号)  
一、自然保護のため山梨県連峰スカイライン建設画の中止に關する請願 (第二一六五号)  
一、石鎚山系の自然保全に關する請願 (第二一六九号) (第二二三八号) (第二二三九号) (第二二四〇号) (第二二四一号) (第二二三四二号) (第二二四三号) (第二二三〇号) (第二二三四二号)

第一八六五号 昭和四十七年五月十二日受理  
狩獵者団体法制定に關する請願  
　　請願者 埼玉県春日部市大字柏壁四、二一七 桜寛光外九十四名  
紹介議員 土屋 義彦君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一九二五号 昭和四十七年五月十五日受理  
狩獵者団体法制定に關する請願  
　　請願者 福岡県田川市寿町六ノ六一 梅林  
紹介議員 米田 正文君  
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十七年五月十六日受理  
狩獵者団体法制定に関する請願

請願者 東京都足立区足立四ノ二四ノ一一  
熊沢三郎外四十六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第二一六八号 昭和四十七年五月十七日受理  
名古屋港西五区の渡り鳥渡来地保存に関する請願

請願者 愛知県常滑市小針谷字堀切一ノ二  
山下久美子外百二十名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第一九四七号と同じである。

一、四国山岳スカイライン、石鎚スカイラインの延長等、いつさいの自動車道路の建設を中止すること。

二、四国山岳スカイラインの既設工事部分を即時、工事開始前の原状に復元すること。

三、石鎚スカイラインによる自然破壊の進行を食いとめるため適切な措置を講ずること。

四、石鎚スカイラインへのマイカー乗入れについてその自然破壊に対する影響を考慮し、適否を再検討すること。

五、ごみ処理体制の確立を図ること。

六、公園利用者の安全対策を確立すること。

七、自然公園内森林の乱伐を中止すること。

八、ごみ処理体制の確立を図ること。

九、自然公園内森林の乱伐を中止すること。

十、ごみ処理体制の確立を図ること。

十一、ごみ処理体制の確立を図ること。

十二、ごみ処理体制の確立を図ること。

十三、ごみ処理体制の確立を図ること。

十四、ごみ処理体制の確立を図ること。

十五、ごみ処理体制の確立を図ること。

十六、ごみ処理体制の確立を図ること。

十七、ごみ処理体制の確立を図ること。

十八、ごみ処理体制の確立を図ること。

十九、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十一、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十二、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十三、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十四、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十五、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十六、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十七、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十八、ごみ処理体制の確立を図ること。

二十九、ごみ処理体制の確立を図ること。

三十、ごみ処理体制の確立を図ること。

請願者 愛媛県新居浜市泉池町七ノ二  
田泰次郎外百二十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

請願者 愛媛県松山市清水町二ノ一六ノ九  
橋本光男外二百十九名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

請願者 愛媛県松山市越智町一七八ノ二六  
清水秀隆外百五十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

請願者 愛媛県松山市千舟町四ノ三ノ五  
石鎚山系の自然保全に関する請願

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

請願者 愛媛県松山市大街道二ノ三ノ一三  
高田満咲外二百三十五名

紹介議員 成瀬 嘉治君

この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

請願者 愛媛県今治市郷五六ノ三 清水達  
夫外二百八十五名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二一六九号と同じである。

請願者 愛媛県常滑市字丸山一三 若山志  
郎外百十六名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一九四七号と同じである。

請願者 愛知県常滑市字丸山一三 若山志  
郎外百十六名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一九四七号と同じである。

請願者 愛知県豊田市和会町三三愛知県鳥  
類保護研究会内 真野徹外百十二  
名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一九四七号と同じである。

請願者 愛知県農林省農業試験場外百二十一  
名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一九四七号と同じである。

&lt;p

第五号中正誤

一 元	二 終わり	三 から	四 一 四一	五 三 から	六 終わり	七 長管	八 長官	九 長官	十 正
二 二 三	三 現地	四 原地	五 現地	六 原案	七 憲原案	八 憲案	九 憲案	十 憲案	
三 三 一	四 現地	五 原地	六 現地	七 憲原案	八 憲案	九 憲案	十 憲案		
四 四 一	五 現地	六 原地	七 現地	八 憲原案	九 憲案	十 憲案			